

工事現場等における施工体制の点検について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)(以下「適正化法」という。別記においても同じ。)においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、発注者が点検その他必要な措置を講じることが義務付けられ、また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成 13 年 3 月 9 日閣議決定)(以下「適正化指針」という。別記においても同じ。)においては、入札契約適正化指針に掲げる事項を内容とする要領の策定等により、統一的な工事監督の実施に努めることとされている。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保の徹底が求められていること等を背景として、平成 26 年 6 月 4 日に「建設業法等の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 55 号)が公布され、適正化指針についても同年 9 月 30 日に一部改正されたところである。ついては、適正化法、適正化指針及び別添資料2に示す「建設産業における生産システムの合理化指針」の趣旨を踏まえ、発注者である中日本高速道路株式会社が施工体制を適切に把握するために点検を行うものである。

1. 点検項目

(1) 監理技術者及び主任技術者の専任制

- 1) 建設業法第 26 条の規定に基づく「同一性及び所属」に係る点検
- 2) 建設業法第 26 条の規定に基づく「監理技術者資格者証」に係る点検
- 3) 建設業表第 26 条の規定に基づく「現場への常駐状況」に係る点検

(2) 適切な施工体制の確保

- 1) 建設業法第 24 条の 7 の規定に基づく「施工体制台帳」に係る点検
- 2) 建設業法第 24 条の 7 の規定に基づく「施工体系図」に係る点検
- 3) 建設業法第 22 条の規定に基づく「施工体制(一括下請負の禁止)」に係る点検

(3) 事業者(元請)としての責務

- 1) 工事共通仕様書の規定に基づく「工事カルテの登録」に係る点検
- 2) 建設業法第 40 条の規定に基づく「建設業許可標識の掲示」に係る点検
- 3) 適正化指針第2の5(3)ハの規定に基づく「建設業退職金共済制度に関する掲示」に係る点検
- 4) 労働者災害補償保険法施行規則第 49 条の規定に基づく「労災保険に関する掲示」に係る点検

2. 工事の各段階における点検内容

(1) 入札前における点検

入札前における点検は、「別記1 入札前における点検」による。

(2) 入札後、契約締結前における点検

入札後、契約締結前における点検は、「別記2 入札後、契約締結前における点検」による。

(3) 契約締結後、工事着手前における点検

契約締結直後における点検は、「別記3 契約締結後、工事着手前における点検」による。

(4) 工事着手時及び施工中における点検

工事着手時及び施工中における点検は、「別記4 工事着手時及び施工中における点検」による。

3. 点検結果に基づく対応

上記2.(3)及び(4)に掲げる点検を実施した結果として、不正もしくは不適切な事実等を把握した場合、契約責任者は、その内容により必要に応じて、以下の(1)から(4)に示す措置を講じなければならない。

(1) 建設業許可部局等への通知

点検により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握した場合、契約責任者(中日本高速道路株式会社契約規則 3 条に規定する「契約責任者」をいう。)は、当該建設業者が国土交通大臣許可業者の場合は建設業者の本店所在地を管轄する国土交通省地方整備局長に対し、都道府県知事許可業者の場合は当該許可を受けた都道府県知事に対し、別記様式によりその事実を通知しなければならない。

また、当該事実に係る営業が行われる区域(当該工事が施工されている場所)を管轄する都道府県知事に対しても、別記様式によりその事実を通知しなければならない。

一 建設業法第 8 条第九号、第十号(同条第九号に係る部分に限る。)、第十一号(同条第九号に係る部分に限る。)、第十二号(同条第九号に係る部分に限る。)もしくは第十三号(これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。)又は第 28 条第一項第三号、第四号または第六号から第八号までのいずれかに該当すること

二 適正化法第 15 条第二項もしくは第三項、同条第①項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 7 第一項、同条第二項もしくは第四項または同法第 26 条もしくは第 26 条の 2 の規定に違反したこと

なお、契約責任者は、建設業法違反と疑うに足りる事実があるか否かの判断をするにあたって、「技術審査会設置要領について」(平成 26 年 6 月 24 日付け 中高技第 7 号 技術管理部長通達)に基づく技術審査会に、事前に監督員からの報告内容に係る意見を求めることができるものとする。

(2) 工事成績評定への反映

点検により、受注者である建設業者に不正もしくは不適切な事実を把握した場合、契約責任者は、その内容に応じて、工事成績評定に点検結果を適切に反映させなければならない。

なお、監督員は、工事現場における施工体制の点検結果について、「中日本高速道路株式会社 工事及び調査等に関する監督及び検査要領」(平成 24 年 3 月 30 日付け 中高環第 17 号 環境・技術部長通達)第 14 条(検査担当者が行う検査)に規定する検査時に主任検査員に提出しなければならない。

(3) 工事請負契約書第 12 条の規定に基づく措置請求

(4) 工事請負契約書第 47 条第一項第三号の規定に基づく契約の解除

<別添資料>

- ・ 別記1 入札前における点検
- ・ 別記2 入札後、契約締結前における点検
- ・ 別記3 契約締結後、工事着手前における点検
- ・ 別記4 工事着手時及び施工中における点検

- ・ 別添資料1 工事現場における施工体制の点検様式

以 上

別記様式

文 書 番 号
平成 年 月 日

〇〇地方整備局長 殿
(〇〇都道府県知事 殿)

中日本高速道路株式会社〇〇支社
支社長 ○ ○ ○ ○ 印
(※契約責任者名とする)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に基づく通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「法」という。)第11条に基づき、下記のとおり通知します。

なお、本件について、建設業法に基づく処分等の結果に関しては、当方まで連絡願います。

記

1. 工事名及び施工場所
2. 契約者名
3. 受注者名
代表者名
住所
建設業許可番号
4. 法第11条に該当すると疑うに足る事実について
5. 本件に係る連絡先

※ 本様式による通知にあたっては、建設業許可部局等と事前に調整すること。

以 上

通達に係る法令(抜粋)

<参考：入札契約適正化法>

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第 11 条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

- 一 建設業法第 8 条第九号、第十号(同条第九号に係る部分に限る。)、第十一号(同条第九号に係る部分に限る。)、第十二号(同条第九号に係る部分に限る。)若しくは第十三号(これらの規定を同法第 17 条において準用する場合を含む。)又は第 28 条第一項第三号、第四号若しくは第六号から第八号までのいずれかに該当すること。
- 二 第 15 条第二項若しくは第三項、同条第一項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 7 第一項、第二項若しくは第四項又は同法第 26 条 若しくは第 26 条の 2 の規定に違反したこと

<参考：建設業法>

第 8 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は許可申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、許可をしてはならない。

【…一～八は省略…】

- 九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第十三号において「暴力団員等」という。)
- 十 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 十一 法人でその役員等又は政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 十二 個人で政令で定める使用人のうちに、第一号から第四号まで又は第六号から第九号までのいずれかに該当する者のあるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

<参考：建設業法>

(指示及び営業の停止)

第 28 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定、入札契約適正化法第 15 条第二項もしくは第三項の規定もしくは特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成 19 年法律第 66 号。以下「履行確保法」という。)第 3 条第六項、第 4 条第一項、第 7 条第二項、第 8 条第一項もしくは第 10 条の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。特定建設業者が第 41 条第二項又は第三項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときも、同様とする。

- 一 建設業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき。
- 二 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき。
- 三 建設業者又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令(入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。)に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。
- 四 建設業者が第 22 条の規定に違反したとき。
- 五 第 26 条第一項又は第二項に規定する主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき。
- 六 建設業者が、第 3 条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで建設業を営む者と下請契約を締結したとき。
- 七 建設業者が、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が第 3 条第一項第二号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結したとき。
- 八 建設業者が、事情を知って、第三項の規定により営業の停止を命ぜられている者又は第 29 条の 4 第一項の規定により営業を停止されている者と当該停止され、又は禁止されている営業範囲に係る下請契約を締結したとき。
- 九 履行確保法第 3 条第一項、第 5 条又は第 7 条第一項の規定に違反したとき。

【…2～7は省略…】

<参考：建設業法>

(一括下請負の禁止)

第 22 条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

- 2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。
- 3 前 2 項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は適用しない。

【…4は省略…】

<参考：入札契約適正化法>

(一括下請負の禁止)

第 14 条 公共工事については、建設業法第 22 条第三項の規定は、適用しない。

<参考：建設業法>

(建設業の許可)

第 3 条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、2 以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合にあっては国土交通大臣の、1 の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

- 一 建設業を営もうとする者であって、次号に掲げる者以外のもの
- 二 建設業を営もうとする者であって、その営業にあたって、その者が発注者から直接請け負う 1 件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの【…2は省略…】

<参考：建設業法施行令>

(法第 3 条第一項第二号の金額)

第 2 条 法第 3 条第一項第二号の政令で定める金額は、4,000 万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、6,000 万円とする。

<参考：建設業法>

(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第 24 条の 7 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備えなければならない。

- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業者を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
- 3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があったときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- 4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

<参考：入札契約適正化法>

(施工体制台帳の作成及び提出等)

第 15 条 公共工事についての建設業法第 24 条の 7 第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるとあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

<参考：建設業法>

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第 26 条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第 7 条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。

- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が第 3 条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第 15 条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。
- 3 公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。
- 4 前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第 27 条の 18 第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから、これを選任しなければならない。
- 5 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

<参考：建設業法施行令>

(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)

第 27 条 法第 26 条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事 1 件の請負代金の額が 2,500 万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては 5,000 万円)以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 二 第 15 条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

【…1三及び2は省略…】

<参考：建設業法施行令>

(公共性のある施設又は工作物)

第 15 条 法第 25 条の 11 第二項の公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道
- 二 消防施設、水防施設、学校又は国もしくは地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所もしくは試験所
- 三 電気事業用施設又はガス事業用施設

【…1四は省略…】

<参考：建設業法>

第 26 条の 2 土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第 7 条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

2 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附随する他の建設工事を施工する場合においては、当該建設工事に関し第 7 条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者を置いて自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

<参考：工事請負契約書>

(工事関係者に関する措置請求)

第 12 条 発注者は、現場代理人が、その職務(主任技術者(監理技術者)又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者(監理技術者)、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)、その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(発注者の解除権)

第 47 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- 三 第 10 条第一項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 前 3 号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

【…五～六、2～3は省略…】

<参考：工事請負契約書>

(現場代理人及び主任技術者等)

第 10 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。ただし、受注者は、これらの者を変更しようとするときはあらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

- 一 現場代理人
- 二 [] 主任技術者 又は [] 監理技術者
- 三 専門技術者(建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。)

※ [] の部分には、同法第 26 条第 3 項の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

【…2～5は省略…】

別記1 入札前における点検

(1) 監理技術者及び主任技術者の専任制

(1)-1) 建設業法第26条の規定に基づく「同一性及び所属」に係る点検

① 点検担当部署

- 当該工事の契約担当部署及び技術審査担当部署

② 点検対象

- 建設業法第26条第3項に該当すると想定される工事

③ 点検方法

- 競争参加資格確認申請書または技術資料(以下、「申請書等」という。)の項目として、当該競争入札参加希望者に、配置予定の監理技術者及び主任技術者の他工事への従事状況(工事名、工期など)の提出を求める。
- JACIC-CE協議会^(注1)が提供する発注者支援データベース・システム^(注2)等を活用して、配置予定の監理技術者及び主任技術者が他工事と重複して配置されていないか点検する。
- 申請書等により承知している状況と異なる重複があった場合は、同システムにて監理技術者及び主任技術者の所属、監理技術者資格者証の内容について点検するとともに、当該競争入札参加希望者に申請書等の内容について確認し、重複している理由を付記した文書を提出させる。
- 在籍出向の要件に係る確認手続
入札参加希望者等が在籍出向者を監理技術者等として設置しようとする場合、次のとおり監理技術者等の在籍出向の要件を確認すること。
(ア)「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」(平成28年3月24日付け国土建第483号)記2.について。
 - a. 監理技術者資格者証等により、在籍出向者と出向元の組合員との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。
 - b. 別途国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する在籍出向可能範囲通知書(以下「通知書」という。)の写しの提出を求め、出向元の組合員が、通知書中の「(2)① 集団を構成する組合員」であることを確認する。(イ)「親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成28年5月31日付け国土建第119号)2.について
 - a. 健康保険被保険者証等により、出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。
 - b. 出向契約書や出向協定書等により、出向先の会社との間に雇用関係があることを確認する。
 - c. 別途国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する企業集団確認書(以下「確認書」という。)の写しを提出するよう求め、出向先の会社と出向元の会社との関係が、確認書中の「(1)① 親会社」と「(1)② 連結子会社」の関係にあることを確認する。
- 申請書等の内容に問題がある事実が確認できた場合、競争参加資格を認めない。
なお、この場合において、申請書等の差し替えは認めない。

(注1)「JACIC-CE協議会」とは、発注者支援データベース・システムを運営管理し情報提供を行っている協議会。
(JACIC(財)日本建設情報総合センター)とCE財団(財)建設業技術者センター)が協議会の運営管理を実施。

(注2)「発注者支援データベース・システム」とは、CORINS(工事实績情報を提供するサービス)と企業情報サービス(監理技術者資格者証情報などを提供するサービス)とをネットワーク化したサービスで、CORINSと企業情報サービスの他、監理技術者の専任を確認するサービスなどがある。

(1) 監理技術者及び主任技術者の専任制に係る法令(抜粋)

<参考：建設業法>

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第 26 条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第 7 条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が第 3 条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第 15 条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。

3 公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

4 前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第 27 条の 18 第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから、これを選任しなければならない。

5 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

<参考：建設業法施行令>

(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)

第 27 条 法第 26 条第 3 項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事 1 件の請負代金の額が 3,500 万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては 7,000 万円)以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 二 第 15 条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

【…1三及び2は省略…】

(公共性のある施設又は工作物)

第 15 条 法第 25 条の 10 第二項の公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道
- 二 消防施設、水防施設、学校又は国もしくは地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所もしくは試験所
- 三 電気事業用施設又はガス事業用施設
- 四 前各号に掲げるもののほか、紛争により当該施設又は工作物に関する工事の工期が遅延することその他適正な施工が妨げられることによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのある施設又は工作物で国土交通大臣が指定するもの

<参考：適正化指針>

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1) 不良・不適格業者の排除に関すること

【…途中省略…】

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。

ロ 工事の施行に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第 15 条第二項の規定に基づく施工体制台帳の提出、同条第一項の規定に基づく施工体系図の掲示を確実にに行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。

ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

【…途中省略…】

(4) 企業選定のための情報サービスの活用に関すること

発注者支援データベースは、技術と経営に優れた企業を選定するとともに、専任技術者の設置や一括下請負の禁止等に係る違反行為を抑制し、不良・不適格業者の排除を徹底するため効果の高い手段としてその重要性が増していることから、各省各庁の長等は、積極的にその活用を進めるものとする。

また、建設業許可行政庁の保有する工事経歴書や処分履歴等の企業情報の活用も、工事の施工に適した企業の選定や不良・不適格業者の排除のための方策となりうることから、建設業許可行政庁は、その利用環境の向上を図り、各省各庁の長等は、必要に応じ適切に活用するものとする。

【…以下省略…】

別記2 入札後、契約締結前における点検

(1) 監理技術者及び主任技術者の専任制

(1)-1) 建設業法第 26 条の規定に基づく「同一性及び所属」に係る点検

① 点検担当部署

- 当該工事の契約担当部署及び技術審査担当部署

② 点検対象

- 建設業法第 26 条第 3 項に該当すると想定される工事 かつ
- 別記1の点検において配置予定技術者の重複が確認されたが、条件付きで入札参加を認めた入札参加者が落札した工事

③ 点検方法

- 落札者を対象に、JACIC-CE 協議会^(注1)が提供する発注者支援データベース・システム^(注2)等を活用して、配置予定の監理技術者及び主任技術者が他工事と重複して配置されていないか点検する。
- 重複があった場合は、同システムにて監理技術者及び主任技術者の所属及び資格者証保持について点検するとともに、落札者に競争参加資格確認申請書または技術資料の内容について確認し、重複している理由を付記した文書を提出させる。
- 専任制違反となる事実が確認できた場合は、契約を締結しない。
ただし、建設業法施行令第 27 条第 2 項に基づく同一の専任の主任技術者による管理の場合、契約書第 10 条第 3 項に基づき現場代理人について工事現場における常駐を要しないことと認められた場合、及び契約責任者(中日本高速道路株式会社契約規則 3 条に規定する契約責任者をいう。)が承認(死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむを得ないものとして承認することをいう。)した場合は、この限りでない。
- 点検を担当した契約担当部署及び技術審査担当部署は、契約の相手方(受注者)の配置予定技術者に係る書類を、契約締結後に当該工事の監督員へ送付しなければならない。

(注1)「JACIC-CE協議会」とは、発注者支援データベース・システムを運営管理し情報提供を行っている協議会。
(JACIC(財)日本建設情報総合センター)とCE財団(財)建設業技術者センター)が協議会の運営管理を実施。)

(注2)「発注者支援データベース・システム」とは、CORINS(工事实績情報を提供するサービス)と企業情報サービス(監理技術者資格者証情報などを提供するサービス)とをネットワーク化したサービスで、CORINSと企業情報サービスの他、監理技術者の専任を確認するサービスなどがある。

1. 監理技術者及び主任技術者の専任に係る法令(抜粋)

<参考：建設業法>

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

- 第 26 条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第 7 条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。
- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が第 3 条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第 15 条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。
- 3 公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。
- 4 前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第 27 条の 18 第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから、これを選任しなければならない。
- 5 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

<参考：建設業法施行令>

(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)

- 第 27 条 法第 26 条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事 1 件の請負代金の額が 3,500 万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては 7,000 万円)以上のものとする。
- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
 - 二 第 15 条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
- 【…1 三及び2は省略…】

(公共性のある施設又は工作物)

- 第 15 条 法第 25 条の 10 第二項の公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。
- 一 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道
 - 二 消防施設、水防施設、学校又は国もしくは地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所もしくは試験所
 - 三 電気事業用施設又はガス事業用施設
 - 四 前各号に掲げるもののほか、紛争により当該施設又は工作物に関する工事の工期が遅延することその他適正な施工が妨げられることによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのある施設又は工作物で国土交通大臣が指定するもの

<参考：適正化指針>

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1)不良・不適格業者の排除に関すること

【…途中省略…】

- イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。
- ロ 工事の施行に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第 15 条第二項の規定に基づく施工体制台帳の提出、同条第一項の規定に基づく施工体系図の掲示を確実にに行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。
- ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。
- ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

【…途中省略…】

(4)企業選定のための情報サービスの活用に関すること

発注者支援データベースは、技術と経営に優れた企業を選定するとともに、専任技術者の設置や一括下請負の禁止等に係る違反行為を抑制し、不良・不適格業者の排除を徹底するため効果の高い手段としてその重要性が増していることから、各省各庁の長等は、積極的にその活用を進めるものとする。

また、建設業許可行政庁の保有する工事経歴書や処分履歴等の企業情報の活用も、工事の施工に適した企業の選定や不良・不適格業者の排除のための方策となりうることから、建設業許可行政庁は、その利用環境の向上を図り、各省各庁の長等は、必要に応じ適切に活用するものとする。

【…以下省略…】

別記3 契約締結後、工事着手前における点検

(1) 監理技術者及び主任技術者の専任制

(1)-1) 建設業法第 26 条の規定に基づく「同一性及び所属」に係る点検

(1)-1)-1 監理技術者

① 点検担当部署

- 当該工事の監督員

② 点検対象

- 建設業法第 26 条第 3 項に該当する工事のうち、監理技術者を配置する工事

③ 点検方法

- (1)-2)「建設業法第 26 条の規定に基づく「監理技術者資格者証」に係る点検」に規定する点検後、(3)-1)「共通仕様書の規定に基づく「工事カルテの登録」に係る点検」に規定する当該工事の契約書類に基づく工事カルテの登録手続きにおいて、JACIC-CE 協議会^(注1)が提供する発注者支援データベース・システム^(注2)等を活用して、監理技術者の重複、所属建設業者名、資格者証保持について点検する。
- なお、点検に先立ち、契約の相手方(受注者)の配置予定技術者に係る書類が支社から送付されていない場合は、当該書類の送付を請求しなければならない。
- 監理技術者としての専任を要する他工事との重複、所属建設業者名、資格者証保持に疑義がある場合は、他工事の発注者と連絡・情報交換を行うとともに、受注者に疑義の内容を確認し、理由を付記した文書を提出させる。
- 在籍出向の要件に係る確認手続

(ア)「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」(平成 28 年 3 月 24 日付け国土建第 483 号)記 2.について、監督員は、受注者から提出された施工体制台帳により、在籍出向者を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に組合員(通知書中の「(2)②集団に含まれない組合員」を含む。)が含まれていないことを確認する。

なお、下請負人に組合員が含まれていることが確認された場合、の事実を契約責任者に報告する。

(イ)「親会社及びその連結子会社との出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平成 28 年 5 月 31 日付け国土建第 119 号)2.について、監督員は、受注者から提出された施工体制台帳により、出向社員を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に当該企業集団を構成する会社(確認書中の「(2)非連結子会社」を含む。)が含まれていないことを確認する。

なお、下請負人に当該企業集団を構成する会社が含まれていることが確認された場合、その事実を契約責任者に報告する。

- 専任制違反や無資格者などの不適切な事実が確認された場合は、「3. 点検結果に基づく対応」による。

(注1)「JACIC-CE協議会」とは、発注者支援データベース・システムを運営管理し情報提供を行っている協議会。(JACIC(財)日本建設情報総合センター)とCE財団(財)建設業技術者センター)が協議会の運営管理を実施。)

(注2)「発注者支援データベース・システム」とは、CORINS(工事实績情報を提供するサービス)と企業情報サービス(監理技術者資格者証情報などを提供するサービス)とをネットワーク化したサービスで、CORINSと企業情報サービスの他、監理技術者の専任を確認するサービスなどがある。

(1)-1)-2 現場代理人、監理技術者、主任技術者

① 点検担当部署

- 当該工事の監督員

② 点検対象

- 建設業法第 26 条第 3 項に該当する工事

③ 点検方法

- 工事請負契約書第 10 条に基づいて通知された現場代理人・監理技術者・主任技術者と、競争参加資格確認申請書または技術資料に記載された配置予定技術者について、氏名、資格の名称、資格の登録番号及び所属建設業者名を照合して、すべての書類において同一人物であり、受注者(元請業者)に所属する者であることを点検する。
- なお、点検に先立ち、契約の相手方(受注者)の配置予定技術者に係る書類が支社から送付されていない場合は、当該書類の送付を請求しなければならない。
- 特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の場合は、すべての構成員で専任の技術者が配置されていることを点検する。
- 点検の結果、疑義がある場合は、以下のとおり対応する。
 - (ア) 同一性または所属に疑義がある場合は、当該者本人及び受注者に説明を求めるとともに、当該者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険被保険者証の写し、健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、または住民税特別徴収税額通知書の写し)(以下「雇用証明書類」という。)の提出を受注者に求める。
 - (イ) 監理技術者の資格の有無、登録番号及び所属建設業者名に疑義がある場合は、監理技術者証発行部局(一般財団法人 建設業技術者センター、以下同じ)に問い合わせる。
- 上記の対応後、建設業法違反と疑うに足りる事実があると判断した場合は、契約責任者(中日本高速道路株式会社契約規則 3 条に規定する契約責任者をいう。以下同じ。)に調査内容を報告する。(なお、支社の社員が監督員の場合は、工事担当部署の部長から契約責任者に調査内容を報告する。)
- 人物不一致、専任制違反などの不適切な事実が確認された場合は、「3. 点検結果に基づく対応」による。

(1)-2) 建設業法第 26 条の規定に基づく「監理技術者資格者証」に係る点検

① 点検担当部署

- 当該工事の監督員

② 点検対象

- 建設業法第 26 条第 3 項に該当する工事のうち、監理技術者を配置する工事

③ 点検方法

- 監理技術者本人に携帯している監理技術者資格者証の提示を求め、当該本人の資格者証であることを確認したうえで、競争参加資格確認申請書または技術資料に記載された監理技術者、及び工事請負契約書第 10 条に基づいて通知された監理技術者と比較して同一人物であり、氏名、資格の名称、資格の登録番号及び所属建設業者名が同一であることを点検する。
- さらに、監理技術者資格者証に記載されている建設業の種類及び有効期間の満了する日、監理技術者講習修了証に記載されている氏名及び修了年月日(5 年間有効)についても点検する。
- 点検の結果、疑義がある場合は、以下のとおり対応する。
 - (ア) 同一性または所属に疑義がある場合は、監理技術者本人及び受注者(元請業者)に説明を求めるとともに、雇用証明書類の提出を受注者に求める。
 - (イ) 監理技術者資格者証の建設業の種類、有効期間に疑義がある場合は、監理技術者本人及び受注者(元請業者)に説明を求めるとともに、監理技術者証発行部局に問い合わせる。
 - (ウ) 監理技術者講習修了証の氏名、修了年月日に疑義がある場合は、監理技術者本人及び受注者(元請業者)に説明を求めるとともに、登録講習実施機関^(注3)に問い合わせる。
- 上記の対応後、建設業法違反と疑うに足りる事実があると判断した場合は、契約責任者に調査内容を報告する。(なお、支社の社員が監督員の場合は、工事担当部署の部長から契約責任者に調査内容を報告する。)
- 無資格者、人物不一致などの不適切な事実が確認された場合は、「3. 点検結果に基づく対応」による。

(注3) 建設業第 26 条第 4 項の登録を受けた講習を行う者をいう。平成 29 年 5 月時点の国土交通大臣の登録を受けた講習実施機関としては、(一財)全国建設研修センター、(一財)建設業振興基金、(一社)全国土木施工管理技士会(株)総合資格、(株)日建学院、(公社)日本建築士会連合会がある。

(2)適正な施工体制の確保

(2)-1) 建設業法第 24 条の 7 の規定に基づく「施工体制台帳」に係る点検

① 点検担当部署

- 当該工事の監督員

② 点検対象

- 建設業法第 24 条の 7 に該当する工事

③ 点検方法

- 受注者から提出された施工体制台帳に、下請負契約書^(注4)の写し、再下請負通知書、監理技術者及び主任技術者として必要な資格あるいは実務経験を有することを証する書面が添付されていることを点検するとともに、下請負金額(二次下請以下の金額も含む。)が明記されていることについても点検する。
- 下請業者が建設業法に定める建設業者の場合、社会保険等の加入状況を点検する。
※下請業者の社会保険等の加入義務については、対象工事の工事請負契約書第 7 条の 2 を確認すること。
- また、提出された施工体制台帳と同一のものが現場に備え付けられていることを点検する。
- さらに、施工体制台帳に記載されている技術者について、競争参加資格確認申請書または技術資料に記載された配置予定技術者、工事請負契約書第 10 条に基づいて通知された現場代理人・監理技術者・主任技術者と同一人物であることを点検する。
- 点検の結果、施工体制台帳(添付書類も含む。)の不備を発見した場合は、受注者に是正を求める。
- 点検の結果、下請業者が社会保険等未加入である事を確認した場合は、次のとおり対処するものとする。
(ア) 一次下請業者(受注者が直接契約した下請業者)が社会保険等未加入業者の場合
監督員は、受注者による工事請負契約又は工事基本契約書(以下「工事請負契約書等」という。)第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づく当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面(以下「確認書類」という。)の提出状況を確認する。
(イ) (ア)以外の下請負人が社会保険等未加入建設業者の場合
監督員は、受注者による当該下請業者に対する社会保険等への加入指導状況を確認する。
- 点検の結果、技術者について疑義がある場合は、雇用証明書類の提出を求める。
- 点検の結果、以下の要件に該当する場合は、調査内容を契約責任者に報告する。
(ア) 監理技術者・主任技術者に係る記載事項に虚偽があった場合
(イ) 一次下請業者の記載漏れがあった場合
(ウ) 契約期間が 1 ヶ月以上、かつ契約金額が 500 万円以上の二次以下の下請業者について記載漏れがあった場合
(エ) 建設業法に定める建設業者が下請業者において、社会保険等未加入であった場合。
(オ) その他建設業法違反に該当する事実が認められる場合
※ 上記(イ)及び(ウ)については、記載すべき事項が生じてから概ね 1 ヶ月を経過した後に判断する
- 建設業法違反などの不適切な事実が確認された場合は、「3. 点検結果に基づく対応」による。なお、下請負契約において不適切な事実が確認された場合は、受注者(元請業者)の関与の有無、発注者からの指導に対する受注者の是正内容などを総合的に判断して対応する。

(注4) 施工体制点検の対象となる下請業者は、施工体制台帳を作成した建設業者(元請業者)と直接下請負契約を締結した建設業者に限らず、二次下請、三次下請を含めた当該建設工事の施工に携わるすべての下請業者を指し、許可を受けている建設業者のほか、許可を受けていない建設業を営む者(500 万円未満(建築一式工事においては 1,500 万円未満)の軽微な建設工事のみを営む者)も含む。

(2)-2) 建設業法第 24 条の 7 の規定に基づく「施工体系図」に係る点検

① 点検担当部署

- 当該工事の監督員

② 点検対象

- 建設業法第 24 条の 7 に該当する工事

③ 点検方法

- 受注者から提出された施工体系図が施工体制台帳と一致していることを点検する。
- また、提出された施工体系図と同一のものが、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検する。なお、工事場所が移動する工事あつては、監理技術者または現場代理人が常駐する事務所等に施工体系図と同一のものが掲示されていることを点検する。
- なお、施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」(建設業法施行規則第 14 条の 6 第 1 号及び第 2 号(注5))は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称を記載することを求めることとする。
- 点検の結果、施工体系図の不備を発見した場合は、受注者に是正を求める。
- 点検の結果、技術者について疑義がある場合は、雇用証明書類の提出を求める。
- 点検の結果、以下の要件に該当する場合は、調査内容を契約責任者に報告する。
 - (ア) 監理技術者・主任技術者に係る記載事項に虚偽があつた場合
 - (イ) 一次下請業者の記載漏れがあつた場合
 - (ウ) 契約期間が 1 ヶ月以上、かつ契約金額が 500 万円以上の二次以下の下請業者について記載漏れがあつた場合
 - (エ) その他建設業法違反に該当する事実が認められる場合
- ※ 上記(イ)及び(ウ)については、記載すべき事項が生じてから概ね 1 ヶ月を経過した後に判断する
- 建設業法違反などの不適切な事実が確認された場合は、「3. 点検結果に基づく対応」による。

(注5) 建設業法施行規則第 14 条の 6 (施工体系図)

施工体系図は、第 1 号に掲げる事項を表示するほか、第 2 号に掲げる事項を同号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

- 一 作成建設業者の商号または名称、作成建設業者が請け負った建設工事の名称、工期及び発注者の商号、名称または氏名、主任技術者又は監理技術者の氏名並びに第 14 条の 2 第 1 項第 2 号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容
- 二 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負った建設工事を施工している者の商号又は名称、当該請け負った建設工事の内容及び工期並びに当該下請負人が建設業者であるときは、当該下請負人が置く主任技術者の氏名並びに第 14 条の 2 第 1 項第 4 号へに規定する者を置く場合における当該者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

(3)事業者(元請)としての責務

(3)-1) 共通仕様書の規定に基づく「工事カルテの登録」に係る点検

① 点検担当部署

- 当該工事の監督員

② 点検対象

- 工事請負代金額が 500 万円以上の工事

③ 点検方法

- 工事カルテが、適正に、かつ提出期限(注6)内に登録されていることを点検する。
- 点検の結果、不適切な場合は受注者に是正を求める。

(注6) 「提出期限」とは、土木工事共通仕様書 1-53、もしくは建築工事・機械設備工事・電気通信工事共通仕様書 第 45 節に規定する期限をいう。

1. 監理技術者及び主任技術者の専任制、 3. 事業者(元請)としての責務に係る法令(抜粋)

<参考：建設業法>

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

- 第 26 条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第 7 条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。
- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が第 3 条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第 15 条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。
- 3 公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。
- 4 前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第 27 条の 18 第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから、これを選任しなければならない。
- 5 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

<参考：建設業法>

(建設業の許可)

第 3 条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、2 以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合にあつては国土交通大臣の、1 の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

- 一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの
 - 二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあつて、その者が発注者から直接請け負う 1 件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの
- 【…2～6は省略…】

<参考：建設業法施行令>

(法第 3 条第一項第二号の金額)

第 2 条 法第 3 条第一項第二号の政令で定める金額は、4,000 万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、6,000 万円とする。

<参考：建設業法施行令>

(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)

第 27 条 法第 26 条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事 1 件の請負代金の額が 3,500 万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては 7,000 万円)以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 二 第 15 条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

【…1三～2は省略…】

(公共性のある施設又は工作物)

第 15 条 法第 25 条の 11 第二号の公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道
- 二 消防施設、水防施設、学校又は国もしくは地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所もしくは試験所
- 三 電気事業用施設又はガス事業用施設

【…1四は省略…】

<参考：適正化指針>

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

【…途中省略…】

(3)施工体制の把握の徹底等に関すること

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領等の策定により統一的な監督の実施に努めるものとする。

イ 監理技術者の専任制の徹底のため、工事施工前における監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並びに工事施工中における監理技術者が専任で置かれていることの点検を行うこと。

ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法第 15 条第二項の規定により提出された施工体制台帳及び同条第一項の規定により掲示される施工体系図に基づき点検を行うこと。

ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事実績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけでなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合に適切に活用するものとする。

6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1)不良・不適格業者の排除に関すること

【…途中省略…】

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。

ロ 工事の施行に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第 15 条第二項の規定に基づく施工体制台帳の提出、同条第一項の規定に基づく施工体系図の掲示を確実に行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。

ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

【…以下省略…】

2. 適正な施工体制の確保に係る法令(抜粋)

<参考：建設業法>

(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第 24 条の 7 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備えなければならない。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があったときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

<参考：適正化法>

(施工体制台帳の作成及び提出等)

第 15 条 公共工事についての建設業法第 24 条の 7 第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

2 公共工事の受注者(前項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 7 第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

<参考：建設業法施行令>

(法第 24 条の 7 第一項の金額)

第 7 条の 4 法第 24 条の 7 第一項の政令で定める金額は、4,000 万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、6,000 万円とする。

<参考：建設業法施行規則>

(施工体制台帳の記載事項等)

第 14 条の 2 法第 24 条の 7 第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 作成建設業者(法第 24 条の 7 第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項
 - イ 許可を受けて営む建設業の種類
 - ロ 健康保険等の加入状況
- 二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
 - イ 建設工事の名称、内容及び工期
 - ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地
 - ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第 19 条の 2 第二項に規定する通知事項
 - ニ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第 19 条の 2 第一項に規定する通知事項
 - ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別
 - ヘ 法第 26 条の 2 第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で木の主任技術者又は監理技術者以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
 - ト 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(第四号子において「外国人技能実習生」という。)及び同法 別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であつて、国土交通大臣が定めるもの(第四号子において「外国人建設就労者」という。)の従事の状況
- 三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項
 - イ 商号又は名称及び住所
 - ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類
 - ハ 健康保険等の加入状況

四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項

- イ 建設工事の名称、内容及び工期
 - ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日
 - ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第 19 条の 2 第二項に規定する通知事項
 - ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第 19 条の 2 第一項に規定する通知事項
 - ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別
 - ヘ 当該下請負人が法第 26 条の 2 第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
 - ト 当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地
 - チ 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況
- 2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第 19 条第一項及び第二項の規定による書面の写し
 - 二 前項第二号ホの主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有することを証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
 - 三 前項第二号ヘに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- 【…3～4は省略…】

<参考：建設業法施行規則>

(施工体制台帳の記載方法等)

第 14 条の 5 第 14 条の 2 第二項の規定により添付された書類と同条第一項各号に掲げる事項が記載されているときは、同項の規定にかかわらず、施工体制台帳の当該事項を記載すべき箇所と当該書類との関係を明らかにして、当該事項の記載を省略することができる。この項前段に規定する書類以外の書類で同条第一項各号に掲げる事項が記載されたものを施工体制台帳に添付するときも、同様とする。

2 第 14 条の 2 第一項第三号及び第四号に掲げる事項の記載並びに同条第二号第一号に掲げる書類及び前項後段に規定する書類の添付は、下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるように行わなければならない。

3 作成建設業者は、第 14 条の 2 第一項各号に掲げる書類第一項後段に規定する書類の添付を、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかになったときに、遅滞なく、当該事項又は書類について行い、その見やすいところに商号又は名称、許可番号及び施工体制台帳である旨を明示して、施工体制台帳を作成しなければならない。

4 第 14 条の 2 第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号もしくは第三号に掲げる書類について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、変更後の当該事項を記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければならない。

【…5～10は省略…】

<参考：建設業法施行規則>

(施工体制台帳の備置き等)

第 14 条の 7 法第 24 条の 7 第一項の規定による施工体制台帳(施工体制台帳に添付された第 14 条の 2 第二項各号に掲げる書類及び第 14 条の 5 第一項後段に規定する書類を含む。)の備置き及び法第 24 条の 7 第四項の規定による施工体系図の掲示は、第 14 条の 2 第一項第二号の建設工事の目的物の引渡しをするまで行わなければならない。

<参考：建設業法施行規則>

(下請負人に対する通知等)

第 14 条の 3 建設業者は、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせたと下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

一 作成建設業者の商号又は名称

二 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたとときは法第 24 条の 7 第二項の規定による通知(以下「再下請負通知」という。)を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

【…2～6は省略…】

<参考：建設業法施行規則>

(再下請負通知を行うべき事項等)

第14条の4 法第24条の7 第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 再下請負通知人(再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。)の商号又は名称及び住所並びに当該下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号
 - 二 再下請負通知人が請け負った建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日
 - 三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第14条の2 第一項第三号イ及びロに掲げる事項並びに当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからへまで及びチに掲げる事項
- 2 再下請負人に該当することとなった建設業を営む者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- 3 再下請負通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第19条第一項及び第二項の規定による書面の写しを添付しなければならない。

【…4～9は省略…】

<参考：建設業法施行規則>

(施工体系図)

第14条の6 施工体系図は、第一号に掲げる事項を表示するほか、第二号に掲げる事項を同号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しなければならない。

- 一 作成建設業者の商号又は名称、作成建設業者が請け負った建設工事の名称、工期及び発注者の商号、名称又は氏名、当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名並びに第14条の2 第一項第二号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が監理をつかさどる建設工事の内容
- 二 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負った建設工事を施工しているものの商号又は名称、当該請け負った建設工事の内容及び工期並びに当該下請負人が建設業者であるときは、当該下請負人が置く主任技術者の氏名並びに第14条の2 第一項第四号へに規定する者を置く場合における当該者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

<参考：適正化指針>

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1)不良・不適格業者の排除に関すること

【…途中省略…】

- イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。
- ロ 工事の施行に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第15条第2項の規定に基づく施工体制台帳の提出、同条第1項の規定に基づく施工体系図の掲示を確実に行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。
- ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。
- ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

【…途中省略…】

別記4 工事着手時及び施工中における点検

(1) 監理技術者及び主任技術者の専任制

(1)-3) 建設業法第 26 条の規定に基づく「現場への常駐状況」に係る点検

- ① 点検担当部署
 - 当該工事の監督員
- ② 点検対象
 - 建設業法第 26 条第 3 項に該当する工事
- ③ 点検方法
 - 点検頻度は、工事施工中に毎月 1 回程度とする。
 - 監理技術者及び主任技術者について、現場への常駐状況を点検する。(ただし、建設業法施行令第 27 条第 2 項に基づく同一の専任の主任技術者による管理の場合を除く。)
 - なお、昼夜連続の工事など、監理技術者または主任技術者の常駐が困難な工事にあつては、その専任状況及び連絡体制を点検する。
 - また、特定建設工事共同企業体や経常建設共同企業体の場合は、すべての構成員の監理技術者及び主任技術者が現場に常駐していることを点検する。
 - 点検の結果、常駐状況に疑義がある場合は、現場での把握頻度を増やすこととし、必要に応じて、技術者本人に不在の理由を聞く。(以下、「重点調査(専任制)」という。)
 - 上記の重点調査(専任制)後、建設業法違反と疑うに足る事実があると判断した場合は、契約責任者(中日本高速道路株式会社契約規則第 3 条に規定する契約責任者をいう。以下同じ。)に調査内容を報告する。
 - 建設業法違反の事実が確認された場合は、「3. 点検結果に基づく対応」による。

(2) 適正な施工体制の確保

(2)-1) 建設業法第 24 条の 7 の規定に基づく「施工体制台帳」に係る点検

- ① 点検担当部署
 - 当該工事の監督員
- ② 点検対象
 - 建設業法第 24 条の 7 に該当する工事
- ③ 点検方法
 - 受注者から提出された施工体制台帳<第○回変更>に、下請負契約書の写し、再下請負通知書、監理技術者及び主任技術者として必要な資格あるいは実務経験を有することを証する書面が添付されていることを点検するとともに、下請負金額(二次下請以下の金額も含む。)が明記されていることについても点検する。^(注1)
 - 下請業者が建設業法に定める建設業者の場合、社会保険等の加入状況を点検する。
 - また、提出された施工体制台帳<第○回変更>と同一のものが現場に備え付けられていることを点検する。
 - 点検の結果、施工体制台帳<第○回変更>(添付書類も含む。)の不備を発見した場合は、受注者に是正を求める。
 - 点検の結果、下請業者が社会保険等未加入である事を確認した場合は、次のとおり対処するものとする。
 - (ア) 一次下請業者(受注者が直接契約した下請負業者)が社会保険等未加入建設業者の場合
監督員は、受注者による工事請負契約書又は工事基本契約書(以下「工事請負契約書等」という。)第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づく当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面(以下「確認書類」という。)の提出状況を確認する。
 - (イ) (ア)以外の下請業者が社会保険等未加入建設業者の場合
監督員は、受注者による当該下請業者に対する社会保険等への加入指導状況を確認する。

- 点検の結果、技術者について疑義がある場合は、当該技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険被保険者証の写し、健康保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、または住民税特別徴収税額通知書の写し）（以下「雇用証明書類」という。）の提出を受注者に求める。
- 点検の結果、以下の要件に該当する場合は、調査内容を契約責任者に報告する。
 - （ア） 監理技術者・主任技術者に係る記載事項に虚偽があった場合
 - （イ） 一次下請業者の記載漏れがあった場合
 - （ウ） 契約期間が1ヶ月以上、かつ契約金額が500万円以上の二次以下の下請業者について記載漏れがあった場合
 - （エ） 建設業法に定める建設業者が下請業者において、社会保険等未加入であった場合。
 - （オ） その他建設業法違反に該当する事実が認められる場合
 - ※ 上記（イ）及び（ウ）については、記載すべき事項が生じてから概ね1ヶ月を経過した後に判断する
- 建設業法違反などの不適切な事実が確認された場合は、「3. 点検結果に基づく対応」による。なお、下請負契約において不適切な事実が確認された場合は、受注者（元請業者）の関与の有無、発注者からの指導に対する受注者の是正内容などを総合的に判断して対応する。

（注1） 施工体制点検の対象となる下請業者は、施工体制台帳を作成した建設業者（元請業者）と直接下請負契約を締結した建設業者に限らず、二次下請、三次下請を含めた当該建設工事の施工に携わるすべての下請業者を指し、許可を受けている建設業者のほか、許可を受けていない建設業を営む者（500万円未満（建築一式工事においては1,500万円未満）の軽微な建設工事のみを営む者）も含む。

(2)-2) 建設業法第24条の7の規定に基づく「施工体系図」に係る点検

① 点検担当部署

- 当該工事の監督員

② 点検対象

- 建設業法第24条の7に該当する工事

③ 点検方法

- 受注者から提出された施工体系図<第〇回変更>が施工体制台帳<第〇回変更>と一致していることを点検する。
- また、提出された施工体系図<第〇回変更>と同一のものが、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検する。なお、工事場所が移動する工事あつては、監理技術者または現場代理人が常駐する事務所等に施工体系図<第〇回変更>と同一のものが掲示されていることを点検する。
- なお、施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」（建設業法施行規則第14条の6第1号及び第2号^{（注2）}）は、その記載から、建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称を記載することを求めることとする。
- 点検の結果、施工体系図<第〇回変更>の不備を発見した場合は、受注者に是正を求める。
- 点検の結果、技術者について疑義がある場合は、雇用証明書類の提出を求める。
- 点検の結果、以下の要件に該当する場合は、調査内容を契約責任者に報告する。
 - （ア） 監理技術者・主任技術者に係る記載事項に虚偽があった場合
 - （イ） 一次下請業者の記載漏れがあった場合
 - （ウ） 契約期間が1ヶ月以上、かつ契約金額が500万円以上の二次以下の下請業者について記載漏れがあった場合
 - （エ） その他建設業法違反に該当する事実が認められる場合
 - ※ 上記（イ）及び（ウ）については、記載すべき事項が生じてから概ね1ヶ月を経過した後に判断する
- 建設業法違反などの不適切な事実が確認された場合は、「3. 点検結果に基づく対応」による。

（注2） 建設業法施行規則第14条の6（施工体系図）

施工体系図は、第1号に掲げる事項を表示するほか、第2号に掲げる事項を同号の下請負人ごとに、かつ、各

下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

- 一 作成建設業者の商号または名称、作成建設業者が請け負った建設工事の名称、工期及び発注者の商号、名称または氏名、主任技術者又は監理技術者の氏名並びに第 14 条の 2 第 1 項第 2 号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容
- 二 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負った建設工事を施工している者の商号又は名称、当該請け負った建設工事の内容及び工期並びに当該下請負人が建設業者であるときは、当該下請負人が置く主任技術者の氏名並びに第 14 条の 2 第 1 項第 4 号へに規定する者を置く場合における当該者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

(2)-3) 建設業法第 22 条の規定に基づく「施工体制(一括下請負の禁止)」に係る点検

- ① 点検担当部署
 - 当該工事の監督員
- ② 点検対象
 - 建設業法第 24 条の 7 に該当する工事
- ③ 点検方法
 - 受注者の施工体制が、一括下請負に該当していないこと、及び施工体制台帳及び施工体系図と一致していることを点検する。
 - 具体的な点検方法は、「別紙 施工体制(一括下請負の禁止)に係る点検の詳細」による。
 - 点検の結果、建設業法違反などの不適切な事実が確認された場合は、「3. 点検結果に基づく対応」による。

(3) 事業者(元請)としての責務

(3)-1) 共通仕様書の規定に基づく「工事カルテの登録」に係る点検

- ① 点検担当部署
 - 当該工事の監督員
- ② 点検対象
 - 工事請負代金額が 500 万円以上の工事
- ③ 点検方法
 - 契約変更時及び完成時の工事カルテが、適正に、かつ提出期限^(注3)内に登録されていることを点検する。
 - 点検の結果、不適切な場合は受注者に是正を求める。

(注3)「提出期限」とは、土木工事共通仕様書 1-53、もしくは建築工事・機械設備工事・電気通信工事共通仕様書 第 45 節に規定する期限をいう。

(3)-2) 建設業法第 40 条の規定に基づく「建設業許可標識の掲示」に係る点検

- ① 点検担当部署
 - 当該工事の監督員
- ② 点検対象
 - すべての工事
- ③ 点検方法
 - 点検頻度は、工事施工中に 1 回程度とする。
 - 建設業の許可を受けたことを示す標識が、公衆の見やすい場所に掲示されていることを点検する。
 - また、標記に記載されている監理技術者あるいは主任技術者に関する事項が正しく記載されていることを確認する。

- 点検の結果、不適切な事実が確認された場合は、受注者に改善を求める。
- 改善を要求したにもかかわらず、改善されない場合は、契約責任者にその事実を報告する。
- 建設業法違反など不適切な事実が確認された場合は、「3. 点検結果に基づく対応」による。

(3)-3) 適正化指針第 2 の 4(4)ハの規定に基づく「建設業退職金共済制度」に係る点検

① 点検担当部署

- 当該工事の監督員

② 点検対象

- すべての工事

③ 点検方法

- 点検頻度は、工事施工中に 1 回程度とする。
- 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場であることを明示する標識が掲示されていることを点検する。
- 点検の結果、不適切な事実が確認された場合は、受注者に是正を求める。
- 是正を要求したにもかかわらず、是正されない場合は、契約責任者にその事実を報告する。
- 不適切な事実が確認され、かつ是正されない場合は、「3. 点検結果に基づく対応 (2)、(3)及び(4)」による。

(3)-4) 労働者災害補償保険法施行規則第 49 条の規定に基づく「労災保険に関する掲示」に係る点検

① 点検担当部署

- 当該工事の監督員

② 点検対象

- すべての工事

③ 点検方法

- 点検頻度は、工事施工中に 1 回程度とする。
- 労災保険関係の項目が工事現場の見やすい場所に掲示されていることを点検する。
- 点検の結果、不適切な事実が確認された場合は、受注者に是正を求める。
- 是正を要求したにもかかわらず、是正されない場合は、契約責任者にその事実を報告する。
- 不適切な事実が確認され、かつ是正されない場合は、「3. 点検結果に基づく対応」による。この場合、「(1)建設業許可部局等への通知」は「当該工事現場を管轄する労働基準監督署への通知」に読み替える。

施工体制（一括下請負の禁止）に係る点検の詳細

1. 施工体制(一括下請負の禁止)に係る点検においては、次に掲げる事項に着目した点検を実施する。
 - (1) 受注者(元請業者を指す。以下同じ。)の監理技術者及び主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任制に着目した点検
 - (2) 施工体系に着目した点検
 - (3) 受注者の実質的関与に着目した点検
 - (1) 受注者の監理技術者等の専任制に着目した点検〔別添資料1の様式1〕
 受注者の監理技術者等の専任性に着目した点検は、通達「別記 4 工事着手時及び施工中における点検」(1)～(3)の点検をもって実施する。
 - (2) 施工体系に着目した点検〔別添資料1の様式1及び様式2〕
 施工体系に着目した点検は、次のとおり実施する。
 - 1) 点検時期
 工事施工中、年度予定出来高の50%を超えた時期に、年1回程度の頻度で実施する。
 - 2) 点検内容及び重点調査
 - 点検は、受注者の実施割合及び下請業者の状況について実施する。
 - 点検の結果、受注者の実施割合が請負代金額(発注者と受注者との契約額をいう。以下同じ。)の50%未満の場合で、次に掲げる事項の一つに該当した場合は、重点調査(施工体系)を実施する。
 - a. 最大となる一次下請業者の契約金額が請負代金額の50%以上の場合
 - b. 受注者と同業種の同規模以上の会社が、一次下請業者として存在する場合
 - c. 隣接工事の下請業者として同一の会社が存在する場合
 - d. 低入札価格調査制度の調査対象工事である場合
 - e. 受注者が、初めて中日本高速道路(株)の工事を受注・施工(日本道路公団での施工実績がある場合を除く。)し、かつISO9001規格の認証が未取得である場合
 - f. 受注者が、中日本高速道路(株)が発注した工事のうち、過去2年以内に完成・引渡しが完了した工事において、請負工事等成績評定要領(平成20年6月23日中高技第49号)に規定する評定表の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満の工事成績評定を通知されている場合
 - g. 受注者が、中日本高速道路(株)が発注した工事のうち、過去2年以内に完成・引渡しが完了した工事、あるいは当該工事の契約時点で施工中の別の工事において、工事請負契約書第17条または第44条の規定に基づく処置を請求された場合。ただし、軽微な手直し等は除く。
 - h. 受注者が、中日本高速道路(株)が発注した工事のうち、過去2年以内に完成・引渡しが完了した工事、あるいは当該工事の契約時点で施工中の別の工事において、工事中事故等で競争参加資格停止となった場合。
 - i. 受注者が、中日本高速道路(株)が発注した工事のうち、過去2年以内に完成・引渡しが完了した工事、あるいは当該工事の契約時点で施工中の別の工事において、工事請負契約書第45条の規定に基づく請求を受けた場合。
- ※ 工事請負契約書 第17条(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)
 第44条(かし担保)
 第45条(履行遅滞の場合における損害金等)
- (3) 受注者の実質的関与に着目した点検〔別添資料1の様式1及び様式3〕
 受注者の実質的関与に着目した点検は、次のとおり実施する。
 - 1) 点検時期
 工事施工中、年度予定出来高の50%を超えた時期に、年1回程度の頻度で実施する。
 - 2) 点検内容及び重点調査
 - 点検は、受注者の企画・調整の状況について実施する。
 - 受注者の企画・調整とは、受注者自ら、直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者を現場に

配置し、次に掲げる事項に関して総合的に企画、調整及び指導を行うことをいう。

- ・ 施工計画の総合的な企画
 - ・ 工事全体的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理
 - ・ 工事目的物、工事仮設物、工事用資材などの品質管理
 - ・ 下請業者間の施工の調整
 - ・ 下請業者に対する技術指導及び監督
 - ・ その他、上記に類する事項
- 点検の結果、受注者が企画・調整に関して、一部未実施の場合または全部ほぼ未実施の場合は、重点調査(実質的関与)を実施する。

2. 重点調査及び疑義等がある場合の対応については、次のとおりとする。〔別添資料1の様式1及び様式4〕

(1) 重点調査(施工体系)

1) 実施方法

ア) 1. (2) 2) aまたはbの場合

一次下請業者の役割分担(管理している業務、施工など)及び受注者の指導内容について、受注者に対してヒアリング(必要に応じて、当該一次下請業者に対してもヒアリング)を行い、当該一次下請業者の主任技術者の所属及び専任について点検する。

イ) 1. (2) 2) cからiのいずれかの場合

当該下請業者または最大で三次下請業者までを調査対象とし、当該下請業者の役割分担(管理している業務、施工など)及び受注者の指導内容について、受注者に対してヒアリング(必要に応じて、当該下請業者に対してもヒアリング)を行い、当該下請業者の主任技術者の所属及び専任について点検する。

2) 疑義等がある場合の対応

ア) 重点調査の結果、建設業法違反と判断することが困難な場合は、違反の有無が明確になるまで再調査を行う。

イ) 監督員は、建設業法違反と疑うに足りる事実があると判断した場合は、その事実を契約責任者に報告する。

ウ) 建設業法違反の事実が確認された場合は、「3. 点検結果に基づく対応」による。

なお、下請負契約において不適切な事実が確認された場合は、受注者の関与の有無、発注者からの指導に対する受注者の是正内容などを総合的に判断して対応する。

(2) 重点調査(実質的関与)

重点調査(実質的関与)は、点検時点における累計の契約金額が最大となる一次下請業者を対象にして、受注者の実質的関与の状況を把握する。

1) 実施方法

一次下請業者の役割分担(管理している業務、施工など)及び受注者の指導内容について、受注者よりヒアリング(必要に応じて、一次下請業者に対してもヒアリング)を行い、当該一次下請業者の主任技術者の所属及び専任について点検する。

2) 疑義等がある場合の対応

ア) 重点調査の結果、建設業法違反と判断することが困難な場合は、違反の有無が明確になるまで再調査を行う。

イ) 監督員は、建設業法違反と疑うに足りる事実があると判断した場合は、その事実を契約責任者に報告する。

ウ) 建設業法違反の事実が確認された場合は、「3. 点検結果に基づく対応」による。

なお、下請負契約において不適切な事実が明確になった場合は、受注者の関与の有無、発注者からの指導に対する受注者の是正内容などを総合的に判断して対応する。

(1) 監理技術者及び主任技術者の専任制に係る法令(抜粋)

<参考：建設業法>

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第 26 条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第 7 条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が第 3 条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第 15 条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。

3 公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。

4 前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第 27 条の 18 第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから、これを選任しなければならない。

5 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

<参考：建設業法施行令>

(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)

第 27 条 法第 26 条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事であり、工事 1 件の請負代金の額が 3,500 万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては 7,000 万円)以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 二 第 15 条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

【…1 三及び2は省略…】

(公共性のある施設又は工作物)

第 15 条 法第 25 条の 11 第二項の公共性のある施設又は工作物で政令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道
- 二 消防施設、水防施設、学校又は国もしくは地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所もしくは試験所
- 三 電気事業用施設又はガス事業用施設
- 四 前各号に掲げるもののほか、紛争により当該施設又は工作物に関する工事の工期が遅延することその他適正な施工が妨げられることによって公共の福祉に著しい障害を及ぼすおそれのある施設又は工作物で国土交通大臣が指定するもの

<参考：適正化指針>

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

【…途中省略…】

(3) 施工体制の把握の徹底等に関すること

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領等の策定により統一的な監督の実施に努めるものとする。

イ 監理技術者の専任制の徹底のため、工事施工前における監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並びに工事施工中における監理技術者が専任で置かれていることの点検を行うこと。

ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法第 15 条第二項の規定により提出された施工体制台帳及び同条第一項の規定により掲示される施工体系図に基づき点検を行うこと。

ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事実績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけでなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合に適切に活用するものとする。

6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1)不良・不適格業者の排除に関すること

【…途中省略…】

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。

ロ 工事の施行に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第 15 条第二項の規定に基づく施工体制台帳の提出、同条第一項の規定に基づく施工体系図の掲示を確実に行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。

ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

【…以下省略…】

(2) 適正な施工体制の確保(施工体制台帳、施工体系図)に係る法令(抜粋)

<参考：建設業法>

(施工体制台帳及び施工体系図の作成等)

第 24 条の 7 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備えなければならない。

2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。

3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があったときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。

4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

<参考：適正化法>

(施工体制台帳の作成及び提出等)

第 15 条 公共工事についての建設業法第 24 条の 7 第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。

2 公共工事の受注者(前項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 7 第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者(次条において「施工技術者」という。)の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

<参考：建設業法施行令>

(法第 24 条の 7 第一項の金額)

第 7 条の 4 法第 24 条の 7 第一項の政令で定める金額は、4,000 万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、6,000 万円とする。

<参考：建設業法施行規則>

(施工体制台帳の記載事項等)

第 14 条の 2 法第 24 条の 7 第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 作成建設業者(法第 24 条の 7 第一項の規定により施工体制台帳を作成する場合における当該特定建設業者をいう。以下同じ。)に関する次に掲げる事項
 - イ 許可を受けて営む建設業の種類
 - ロ 健康保険等の加入状況
- 二 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
 - イ 建設工事の名称、内容及び工期
 - ロ 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地
 - ハ 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第 19 条の 2 第二項に規定する通知事項
 - ニ 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第 19 条の 2 第一項に規定する通知事項
 - ホ 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格及びその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別
 - ヘ 法第 26 条の 2 第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で木の監理技術者以外のものを置くときは、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
 - ト 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者(第四号子において「外国人技能実習生」という。)及び同法 別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(第四号子において「外国人建設就労者」という。)の従事状況
- 三 前号の建設工事の下請負人に関する次に掲げる事項
 - イ 商号又は名称及び住所
 - ロ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者の許可番号及びその請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類
 - ハ 健康保険等の加入状況

- 四 前号の下請負人が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
- イ 建設工事の名称、内容及び工期
 - ロ 当該下請負人が注文者と下請契約を締結した年月日
 - ハ 注文者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び法第 19 条の 2 第二項に規定する通知事項
 - ニ 当該下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び法第 19 条の 2 第一項に規定する通知事項
 - ホ 当該下請負人が建設業者であるときは、その者が置く主任技術者の氏名、当該主任技術者が有する主任技術者資格及び当該主任技術者が専任の者であるか否かの別
 - ヘ 当該下請負人が法第 26 条の 2 第一項又は第二項の規定により建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者でホの主任技術者以外のものを置くときは、当該者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容及びその有する主任技術者資格
 - ト 当該建設工事が作成建設業者の請け負わせたものであるときは、当該建設工事について請負契約を締結した作成建設業者の営業所の名称及び所在地
 - チ 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況
- 2 施工体制台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 前項第二号ロの請負契約及び同項第四号ロの下請契約に係る法第 19 条第一項及び第二項の規定による書面の写し
 - 二 前項第二号ホの主任技術者資格又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
 - 三 前項第二号ヘに規定する者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成特定建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- 【…3～4は省略…】

<参考：建設業法施行規則>

(施工体制台帳の記載方法等)

第 14 条の 5 第 14 条の 2 第二項の規定により添付された書類と同条第一項各号に掲げる事項が記載されているときは、同項の規定にかかわらず、施工体制台帳の当該事項を記載すべき箇所と当該書類との関係を明らかにして、当該事項の記載を省略することができる。この項前段に規定する書類以外の書類で同条第一項各号に掲げる事項が記載されたものを施工体制台帳に添付するときも、同様とする。

- 2 第 14 条の 2 第一項第三号及び第四号に掲げる事項の記載並びに同条第二号第一号に掲げる書類及び前項後段に規定する書類の添付は、下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるように行わなければならない。
- 3 作成建設業者は、第 14 条の 2 第一項各号に掲げる書類第一項後段に規定する書類の添付を、それぞれの事項又は書類に係る事実が生じ、又は明らかになったときに、遅滞なく、当該事項又は書類について行い、その見やすいところに商号又は名称、許可番号及び施工体制台帳である旨を明示して、施工体制台帳を作成しなければならない。
- 4 第 14 条の 2 第一項各号に掲げる事項又は同条第二項第二号もしくは第三号に掲げる書類について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、変更後の当該事項を記載し、又は変更後の当該書類を添付しなければならない。

【…5～10は省略…】

<参考：建設業法施行規則>

(施工体制台帳の備置き等)

第 14 条の 7 法第 24 条の 7 第一項の規定による施工体制台帳(施工体制台帳に添付された第 14 条の 2 第二項各号に掲げる書類及び第 14 条の 5 第一項後段に規定する書類を含む。)の備置き及び法第 24 条の 7 第四項の規定による施工体系図の掲示は、第 14 条の 2 第一項第二号の建設工事の目的物の引渡しをするまで行わなければならない。

<参考：建設業法施行規則>

(下請負人に対する通知等)

第 14 条の 3 建設業者は、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせたと下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

- 一 作成建設業者の商号又は名称
- 二 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせるときは法第 24 条の 7 第二項の規定による通知(以下「再下請負通知」という。)を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

【…2～6は省略…】

<参考：建設業法施行規則>

(再下請負通知を行うべき事項等)

第 14 条の 4 法第 24 条の 7 第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 再下請負通知人(再下請負通知を行う場合における当該下請負人をいう。以下同じ。)の商号又は名称及び住所並びに当該下請負通知人が建設業者であるときは、その者の許可番号
- 二 再下請負通知人が請け負った建設工事の名称及び注文者の商号又は名称並びに当該建設工事について注文者と下請契約を締結した年月日

- 三 再下請負通知人が前号の建設工事を請け負わせた他の建設業を営む者に関する第 14 条の 2 第一項第三号イ及びロに掲げる事項並びに当該者が請け負った建設工事に関する同項第四号イからへ及び子までに掲げる事項
- 2 再下請負人に該当することとなった建設業を営む者は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる都度、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を記載した書面により再下請負通知を行うとともに、当該他の建設業を営む者に対し、前条第一項各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- 3 再下請通知書には、再下請負通知人が第一項第三号に規定する他の建設業を営む者と締結した請負契約に係る法第 19 条第一項及び第二項の規定による書面の写しを添付しなければならない。
- 【…4～9は省略…】

<参考：建設業法施行規則>

(施工体系図)

第 14 条の 6 施工体系図は、第一号に掲げる事項を表示するほか、第二号に掲げる事項を同号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しなければならない。

- 一 作成建設業者の商号又は名称、作成建設業者が請け負った建設工事の名称、工期及び発注者の商号、名称又は氏名、監理技術者の氏名並びに第 14 条の 2 第一項第二号へに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が監理をつかさどる建設工事の内容
- 二 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負った建設工事を施工しているものの商号又は名称、当該請け負った建設工事の内容及び工期並びに当該下請負人が建設業者であるときは、当該下請負人が置く主任技術者の氏名並びに第 14 条の 2 第一項第四号へに規定する者を置く場合における当該者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容

<参考：適正化指針>

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

【…途中省略…】

(3) 施工体制の把握の徹底等に関すること

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領等の策定により統一的な監督の実施に努めるものとする。

イ 監理技術者の専任制の徹底のため、工事施工前における監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並びに工事施工中における監理技術者が専任で置かれていることの点検を行うこと。

ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法第 15 条第二項の規定により提出された施工体制台帳及び同条第一項の規定により掲示される施工体系図に基づき点検を行うこと。

ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事実績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけでなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合に適切に活用するものとする。

6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1) 不良・不適格業者の排除に関すること

【…途中省略…】

イ 一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者が現場で専任できるかどうかを確認すること。

ロ 工事の施行に当たって、発注者支援データベースの活用のほか、法第 15 条第二項の規定に基づく施工体制台帳の提出、同条第一項の規定に基づく施工体系図の掲示を確実にに行わせるとともに、工事着手前に監理技術者資格者証の確認を行うこと。

ハ 工事現場への立入点検により、監理技術者の専任の状況や施工体制台帳、施工体系図が工事現場の実際の施工体制に合致しているかどうか等の点検を行うこと。

ニ 検査に当たって、監理技術者の配置等に疑義が生じた場合は、適正な施工が行われたかどうかの確認をより一層徹底すること。

【…以下省略…】

(2) 適正な施工体制の確保(一括下請負の禁止)に係る法令(抜粋)

<参考：建設業法>

(一括下請負の禁止)

第 22 条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前 2 項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は適用しない。

【…4は省略…】

<参考：適正化法>

(一括下請負の禁止)

第 14 条 公共工事については、建設業法第 22 条第三項の規定は、適用しない。

<参考：建設業法>

(建設業の許可)

第 3 条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、2 以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合にあっては国土交通大臣の、1 の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

一 建設業を営もうとする者であって、次号に掲げる者以外のもの

二 建設業を営もうとする者であって、その営業にあたって、その者が発注者から直接請け負う 1 件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの

【…2は省略…】

<参考：建設業法施行令>

(法第 3 条第一項第二号の金額)

第 2 条 法第 3 条第一項第二号の政令で定める金額は、4,000 万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、6,000 万円とする。

(3) 事業者(元請)としての責務に係る法令(抜粋)

<参考：建設業法>

(標識の掲示)

第40条 建設業者は、その店舗及び建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

<参考：建設業法施行規則>

(標識の記載事項及び様式)

第25条 法第40条の規定により建設業者が掲げる標識の記載事項は、店舗にあつては第一号から第四号までに掲げる事項、建設工事の現場にあつては第一号から第五号までに掲げる事項とする。

- 一 一般建設業又は特定建設業の別
- 二 許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業
- 三 商号又は名称
- 四 代表者の氏名
- 五 主任技術者又は監理技術者の氏名

2 法第40条の規定により建設業者の掲げる標識は店舗にあつては別記様式第28号、建設工事の現場にあつては別記様式第29号による。

<参考：適正化指針>

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

【…途中省略…】

(3) 施工体制の把握の徹底等に関すること

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の適正な履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

このため、各省各庁の長等は、監督及び検査についての基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領等の策定により統一的な監督の実施に努めるものとする。

イ 監理技術者の専任制の徹底のため、工事施工前における監理技術者資格者証の確認及び監理技術者の本人確認並びに工事施工中における監理技術者が専任で置かれていることの点検を行うこと。

ロ 現場の施工体制の把握のため、工事施工中における法第15条第二項の規定により提出された施工体制台帳及び同条第一項の規定により掲示される施工体系図に基づき点検を行うこと。

ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事実績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけでなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各省各庁の長等においては、施工体制台帳に基づく点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者に対して適切な指導を行うものとする。なお、施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合に適切に活用するものとする。

【…以下省略…】

<参考：労働者災害補償保険法施行規則>

(法令の要旨等の周知)

第49条 事業主は、労災保険に関する法令のうち、労働者に関係のある規定の要旨、労災保険に係る保険関係成立の年月日及び労働保険番号を常時事業場の見易い場所に掲示し、又は備え付ける等の方法によつて、労働者に周知させなければならない。

2 事業主は、その事業についての労災保険に係る保険関係が消滅したときは、その年月日を労働者に周知させなければならない。

一括下請負に関するQ&A 《参考資料》

Q1 施主から500万円で地盤改良工事を請け負いましたが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもちろん経費も一切差し引かずに、A社に500万円でこの工事の全部を下請負させました。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されません。

したがって、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当します。

Q2 小学校の増築工事を請け負い、当該工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させました。一応現場には当社の技術者を置いているのですが、この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導を行い、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しません。しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとはいえません。「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工所用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等を実際に行っていることが必要です。

Q3 A市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をB社と締結しました。3月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約しましたが、当該外構工事については公民館の本体工事と施工場所も同一で、工期も一部重なっていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてB社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるA市から外構工事については一括下請負に該当すると指摘されました。この場合は本当に一括下請負になるのでしょうか。

A 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行うものであり、建設工事1件の範囲は原則として請負契約単位で判断することとなっています。

本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていたとしても、本体工事と外構工事とを取りまとめて1件の建設工事として扱うことはできません。したがって、この外構工事全部をB社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなります。

Q4 道路改修工事に関して、その工事の全部をA社1社に下請負させましたが、工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供しています。この場合も一括下請負になるのでしょうか。

A 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではありますが、これだけを行っても、元請負人として自ら総合的に企画、調整及び指導をし、その施工に実質的に関与しているとはいえ、一括下請負に該当することになります。

Q5 一括下請負の禁止は元請負人だけではなく下請負人にも及ぶということですが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかどうかがよく分からないこともあるのではないですか。

A 発注者保護という一括下請禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められると考えられますが、下請負人においても、工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者又は主任技術者による指導監督システムを正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないように注意する必要があります。

そもそも誰が元請負人における当該工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、瑕疵が発生した場合の責任の所在も不明確となります。したがって、下請負人にとって元請負人の適格な技術者が配置されていると信じるに足りる特段の事由があり事後に適格性がなかったことが判明した等やむをえない事情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となります。

Q6 A市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請負させ、その他の信号移設工事や植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となります。本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられます。

Q7 A県からトンネル工事を請け負い、工事の全体の施工管理を行っていますが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかったので、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっています。主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になります。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられます。

Q8 A県から橋梁工事を受注しましたが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率化の観点からも有効と考え、工事の大部分を下請負させました。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当します。本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えます。

Q9 地盤改良整備を含む道路改良工事を請け負いましたが、当該地盤改良には、特別な工法が要求される

ため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の工事を行わせました。このような分社化は経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることから一括下請負に該当しないと考えますが如何でしょうか。

A 連結関係の子会社であるとしても、実際の工事を一括して他社に行かせた場合、別々の会社である以上、一括下請負に当たります。このように親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会社に請け負わせることが適当です。

Q10 「実質的に関与」しているとは、具体的にどのようなことを行っていることが求められますか。

A 元請負人が配置した主任技術者又は監理技術者が、現場に専任であって、元請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることは言うまでもありませんが、これら技術者が、発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出等、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来形・品質管理、完成検査、安全管理、下請業者の施工調整・指導監督等の全ての面において、主体的な役割を果たしていることが必要です。その際、当該技術者が、過去に同種又は類似の工事での施工管理を行った経験の有無も判断の際の参考になるでしょうし、また、業務量等に応じてその他の必要な技術者を配置していることが求められます。

Q11 「実質的に関与」していることの確認は、具体的にどのような方法で行うのでしょうか。

A 一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行います。ヒアリングの際、その請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントとなります。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効です。

その場合、元請負人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効です。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括下請負に該当する可能性が高いと言えます。

<出典：「一括下請負の禁止について」（平成13年3月30日付け国総建第82号・建設省建設経済局長通達）>

別添資料 1

工事現場における施工体制に係る点検様式

1. 点検項目

(1) 監理技術者及び主任技術者の専任制

- 1) 建設業法第 26 条の規定に基づく「同一性及び所属」に係る点検
- 2) 建設業法第 26 条の規定に基づく「監理技術者資格者証」に係る点検
- 3) 建設業法第 26 条の規定に基づく「現場への常駐状況」に係る点検

(2) 監理技術者及び主任技術者の専任制

- 1) 建設業法第 24 条の 7 の規定に基づく「施工体制台帳」に係る点検
- 2) 建設業法第 24 条の 7 の規定に基づく「施工体系図」に係る点検
- 3) 建設業法第 22 条の規定に基づく「施工体制(一括下請負の禁止)」に係る点検

(3) 事業者(元請)としての責務

- 1) 共通仕様書の規定に基づく「工事カルテの登録」に係る点検
- 2) 建設業法第 40 条の規定に基づく「建設業許可標識の掲示」に係る点検
- 3) 適正化指針第2の5(3)ハの規定に基づく「建設業退職金共済制度に関する掲示」に係る点検
- 4) 労働者災害補償保険法施行規則第 49 条の規定に基づく「労災保険に関する掲示」に係る点検

2. 点検様式

- (1) 上記 1. の点検結果は、当該工事の主任補助監督員が《様式 1》にとりまとめる。
- (2) 上記 1.(2)3) の点検結果の詳細は、主任補助監督員が《様式 2》及び《様式 3》にとりまとめて《様式 1》に添付する。重点調査を実施した場合は《様式 4》にとりまとめて《様式 1》に添付する。
- (3) 《様式 1》から《様式 4》にとりまとめた点検結果は、点検を担当する部署で共有し、通達3. (2)の規定に基づいて監督員が主任検査員に提出しなければならない。

《様式1》

工事現場における施工体制の点検表（総括表）

○工事概要

平成 年 月 日現在

支 社 名	
事 務 所 等 名	
工 事 名	
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
請 負 代 金 額	千円（落札率 %、通常契約・低入札・重点調査）
受 注 者 名	
工 事 種 別 / ランク	
現 場 代 理 人	会社名： 氏名：
監理技術者・主任技術者	会社名： 氏名：
監理技術者・主任技術者	会社名： 氏名：
監理技術者・主任技術者	会社名： 氏名：

1. 「通常契約・低入札・重点調査」は、いずれか該当する方に○を付ける。
2. 「工事種別／ランク」の「ランク」は、WTO政府調達協定による工事の場合は競争参加要件を記載する。
3. 「監理技術者・主任技術者」は、いずれか該当する方に○を付ける。
4. 「現場代理人」、「監理技術者・主任技術者」は、工事請負契約書第 10 条の規定に基づき通知された者の会社名及び氏名を記載する。

○契約締結後、工事着手前における点検

実施日：平成 年 月 日

点検項目	点検内容	点検結果
①同一性及び所属に係る点検		
②監理技術者資格者証に係る点検		
所 見		

1. 「点検結果」の欄には、点検した結果を「○」または「×」で記入する。
2. 「所見」の欄は、「疑義あり」または「問題あり」の場合、その内容について記載する。

○工事施工中における点検

③現場への常駐状況に係る点検 [点検頻度：1回／月程度]

点検日	監理技術者・主任技術者 氏名：	監理技術者・主任技術者 氏名：	監理技術者・主任技術者 氏名：	所見

1. 監理技術者・主任技術者については、いずれか該当する方に○を付ける。
2. 「所見」の欄は、「疑義あり」または「問題あり」の場合、その内容について記載する。

④施工体制台帳に係る点検

当初・変更時	点 検 日	点検結果	所 見
当 初			
()変更時			
()変更時			
()変更時			

1. 「変更時」とは、施工体制台帳の変更時であり、設計変更時(契約変更時)のことではない。

2. 「点検結果」の欄には、点検した結果を「○」または「×」で記入する。
3. 「所見」の欄は、「疑義あり」または「問題あり」の場合、その内容について記載する。

⑤施工体系図に係る点検

当初・変更時	点検日	点検結果	所見
当初			
()変更時			
()変更時			
()変更時			

1. 「変更時」とは、施工体系図の変更時であり、設計変更時(契約変更時)のことではない。
2. 「点検結果」の欄には、点検した結果を「○」または「×」で記入する。
3. 「所見」の欄は、「疑義あり」または「問題あり」の場合、その内容について記載する。

⑥施工体制(一括下請負の禁止)に係る点検 [点検頻度:1回/年程度]

点検日	点検内容	点検結果	所見

1. <様式 2>、<様式 3>及び<様式 4>に基づく点検結果を記載する。

○受注時、変更時、完成時における点検

⑦工事カルテの登録に係る点検

区分	点検日	点検内容	点検結果	所見
受注時				
()変更時				
()変更時				
()変更時				
完成時				

1. 「点検結果」の欄には、点検した結果を「○」または「×」で記入する。
2. 「所見」の欄は、「疑義あり」または「問題あり」の場合、その内容について記載する。

○工事施工中における点検 [点検頻度:1回/工事中]

実施日:平成 年 月 日

点検項目	点検内容	点検結果
⑧建設業許可を示す標識に係る点検		
⑨建退共制度に関する掲示に係る点検		
⑩労災保険に関する掲示に係る点検		
所見		

1. 「点検結果」の欄は、点検した結果を「○」または「×」で記入する。
2. 「所見」の欄は、「疑義あり」または「問題あり」の場合、その内容について記載する。

※注 1) <様式 1>は、記載した様式に拘らず、点検に適した様式に、適宜、変更すること。

※注 2) 各点検表の行数は、変更回数または点検回数などに応じて、適宜、行を追加すること。

《様式1に示す点検内容》

様式1に示す点検項目の「点検内容」については、次に掲げる内容を標準的な点検内容とし、点検状況や点検結果に応じて、適宜、追加して点検する。

①同一性及び所属に係る点検

- 点検内容：元請業者(単体受注、もしくは特定建設共同企業体の代表者)の監理技術者・主任技術者の同一性

- 同一人物である
- 同一人物でない
- 監督員が承知している不在で確認できない
- 監督員が承知していない不在で確認できない
- 非専任であり確認できない

- 点検内容：元請業者(特定建設共同企業体の代表者以外)の主任技術者の同一性

- 同一人物である
- 同一人物でない
- 監督員が承知している不在で確認できない
- 監督員が承知していない不在で確認できない
- 非専任であり確認できない

※ 同一性を確認すべき書類は、競争参加資格確認資料、工事請負契約書第 10 条に基づく通知書類、工事カルテ、施工体制台帳、施工体系図、法令に基づき申請する書類などである。

- 点検内容：元請業者(単体及び共同企業体)の監理技術者・主任技術者の役割

- 建設業法第 26 条第 2 項に規定される監理技術者
- 建設業法第 26 条第 2 項に規定される以外の監理技術者
- 建設業法第 26 条第 1 項に規定される主任技術者

※ 「建設業法第 26 条第 2 項に規定される以外の監理技術者」とは、建設業法では主任技術者の配置でもよいが、契約変更などを考慮し、当初から監理技術者として配置していることをいう。

- 点検内容：監理技術者の資格

- 建設業法第 15 条第 2 号イ(技術検定・免許)に該当する者
- 建設業法第 15 条第 2 号ロ(第 7 条第 2 号イ・ロ・ハ)に該当する者
- 建設業法第 15 条第 2 号ハ(第 15 条第 2 号イ・ロと同等以上の能力)に該当する者
- 無資格者

- 点検内容：主任技術者の資格

- 建設業法第 7 条第 2 号イ(指定学科卒業後の実務経験)に該当する者
- 建設業法第 7 条第 2 号ロ(10 年以上の実務経験)に該当する者
- 建設業法第 7 条第 2 号ハに規定する国家資格に該当する者
- 建設業法第 7 条第 2 号ハに規定する技能検定に該当する者
- 建設業法第 7 条第 2 号ハに規定する実務経験に該当する者
- 無資格者

②監理技術者資格者証に係る点検

- 点検内容：監理技術者資格者証の提示

- 監理技術者資格者証を携帯し、元請業者に所属

- 監理技術者資格者証を携帯し、裏書きで元請業者に所属
- 不携帯で、元請業者に所属している者であることが確認できない
- 監理技術者資格者証を持っていない(監理技術者の資格を保有していない)
- 不在で確認できない

※「裏書き」とは、建設業法施行規則第17条の30に規定する資格者証の記載事項を変更した場合をいう。資格者証の記載事項を変更した場合、同規則第17条の31の規定に基づき、指定資格者証交付機関に記載事項の変更を届け出なければならず、届けが承認されると裏書きされた部分にCE財団(建設業技術者センター)の刻印がされている。

● 点検内容： 監理技術者講習修了証の提示

- 監理技術者講習修了証を携帯している
- 不携帯で、監理技術者講習修了証が確認できない
- 監理技術者講習修了証を持っていない(監理技術者の資格を保有していない)
- 不在で確認できなかった

③現場への常駐状況に係る点検

● 点検内容： 元請業者(単体受注、もしくは特定建設共同企業体のいずれかの者(通常は代表者))の監理技術者・主任技術者の常駐

- 常駐している
- 常駐していない
- 特別な理由により不在

● 常駐を必要としていない(建築一式工事は請負代金50百万円未満、それ以外は25百万円未満の場合、及び建設業法施行令第27条第2項に基づく同一の専任の主任技術者による管理の場合。)点検内容： 元請業者(上記以外)の主任技術者の常駐

- 常駐している
- 常駐していない
- 特別な理由により不在
- 常駐を必要としていない(建築一式工事は請負代金50百万円未満、それ以外は25百万円未満の場合、及び建設業法施行令第27条第2項に基づく同一の専任の主任技術者による管理の場合。)

④施工体制台帳に係る点検

● 点検内容： 施工体制台帳の備え付け〔建設業法第24条の7〕

- 現場に備え付けてある施工体制台帳に、すべての記載すべき項目および添付すべき書類が確認できる
- 現場に備え付けてある施工体制台帳に、一部不足がある
- 現場に備え付けられているべき施工体制台帳が確認できない、または、添付すべき資料のほとんどが確認できない
- 施工体制台帳の作成対象工事ではない

※「不足」とは、①施工体制台帳に記載すべき項目が記載されていない、②施工体制台帳に添付すべき書類が無い、③契約書の条項が建設業法第19条に規定する項目を満足していないことをいう。

※「施工体制台帳に記載すべき項目」および「施工体制台帳に添付すべき書類」とは、建設業法施行規則第14条の2および第14条の5に規定する内容をいう。

<施工体制台帳のチェックリスト>

チェックポイント	結果
(1) 施工体制台帳に記載すべき項目〔建設業法施行規則第14条の2第1項〕	
● 作成建設業者が許可を受けた建設業の種類	
● 建設工事の名称、内容および工期	
● 健康保険などの加入状況	
● 発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称または氏名および住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称および所在地	
● 発注者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名および権限、当該監督員の行為について作成建設業者の発注者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された作成建設業者への通知書の写し)	
● 主任技術者又は監理技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格又は監理技術者資格およびその者が専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別【配置予定技術者と同一人物であること】	
● 作成建設業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名および権限、当該現場代理人の行為についての発注者の作成建設業者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された発注者への通知書の写し)	
● 主任技術者又は監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容およびその者が有する主任技術者資格	
● 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況	
● 下請業者の商号または名称および住所、許可番号および請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険などの加入状況	
● すべての下請業者の請け負った工事名称、内容および工期	
● すべての下請業者が注文者と下請契約を締結した年月日	
● 作成建設業者が監督員を置くときは、当該監督員の氏名および権限、当該監督員の行為についての下請業者の作成建設業者に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した下請業者に対する通知書の写し)	
● 下請業者が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名および権限、当該現場代理人の行為についての作成建設業者の下請業者に対する意見の申出方法(またはその内容を記載した作成建設業者への通知書の写し)	
● 下請業者が置く主任技術者の氏名、その者の有する主任技術者資格およびその者が専任か否かの別	
● 下請業者が、主任技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容およびその者が有する主任技術者資格	
● 一次下請契約を締結した作成建設業者の営業所の名称および所在地	
● 下請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況	
(2) 施工体制台帳に添付すべき書類〔建設業法施行規則第14条の2第2項〕	
1) 二次以下の下請業者を含め、すべての請負契約書の写し 【必ず書面であること、請負金額も明記してあること】	
● 下請契約書に建設業法第19条に規定するすべての事項が含まれているか？	
① 工事内容、② 請負代金額、③ 工事着手の時期および工事完成の時期	
④ 請負代金の全部または一部の前金払または出来形部分に対する支払の定めをするときはその支払の時期および方法 【支払はできる限り現金払い、少なくとも労務費相当分は現金払、手形期間は120日以内のできる限り短い期間】	

⑤ 当事者の一方から設計変更または工事着手の延期もしくは工事の全部もしくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金額の変更または損害の負担およびそれらの額の算定方法に関する定め	
⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更または損害の負担およびその額の算定方法に関する定め	
⑦ 価格などの変動もしくは変更に基づく請負代金額または工事内容の変更	
⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め	
⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、または建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容および方法に関する定め	
⑩ 注文者が工事の全部または一部の完成を確認するための検査の時期および方法並びに引渡し 【完成通知から検査完了まで 20 日以内、引渡しの申出後は直ちに引渡し】	
⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期および方法 【元請が支払を受けてから1月以内に下請に支払、引渡し後は 50 日以内に支払】	
⑫ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金	
⑬ 契約に関する紛争の解決方法	
2) すべての再下請通知書	
● 再下請通知書の必要事項が書き込まれているか？	
① 下請業者の商号、名称、住所、許可番号	
② 下請業者が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称	
③ 再下請業者の商号、名称、住所、許可番号および請け負った建設工事に係る許可を受けた建設業の種類、健康保険などの加入状況	
④ 下請業者が再下請業者と締結した請負契約書 【請負契約書の写しを添付】	
・ 工事の名称、内容、工期	
・ 請負契約を締結した年月日	
・ 下請業者が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、当該監督員の行為についての再下請業者の下請業者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された再下請業者への通知書の写し)	
・ 再下請業者が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、当該現場代理人の行為についての再下請業者の下請業者に対する意見の申出方法(またはその内容が記載された下請業者への通知書の写し)	
・ 再下請業者の置く主任技術者の氏名、その者が有する主任技術者資格およびその者が専任か否かの別	
・ 再下請業者が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、その者が有する主任技術者資格	
・ 再下請負人における外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事状況	
3) 監理技術者が監理技術者資格を有することの証明書の写し 【監理技術者資格者証の写し】	
4) 監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し 【健康保険被保険者証または住民税特別徴収税額通知書の写し】	
5) 監理技術者以外に施工の技術上の管理をつかさどる者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面および直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証するものの写し	

<技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係のチェックリスト>

●「直接的な雇用関係」とは、

『 技術者と企業との間に、第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成など)が存在すること 』

をいい、

『 健康保険被保険者証や市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書によって、所属建設業者との雇用関係が確認できる(在籍出向者、派遣社員は認められない) 』

という要件を満たす場合と解されている

●「恒常的な雇用関係」とは、

『 施工管理業務に従事する一定の期間にわたり、当該企業に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていること 』

『 企業および技術者が双方の持つ技術力を熟知し、企業が責任を持って技術者を工事現場に配置できるとともに、技術者が十分かつ円滑に企業の持つ技術力を活用できること 』

をいい、特に、国・地方公共団体等(建設業法第 26 条第 4 項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人)が発注する公共工事における専任の監理技術者または主任技術者については、

『 所属建設業者から入札の申込のあった日(競争入札に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日)以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること 』

『 ただし、合併、営業譲渡または会社分割による所属企業の変更があつた場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3ヶ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす 』

という要件を満たす場合と解されている

チェックポイント	結果
(1) 直接的な雇用関係にあることの確認	
● 監理技術者 : 以下のいずれかにより確認 ① 監理技術者資格者証の所属建設業者の商号または名称、または変更履歴(裏書) ② 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号または名称 ③ 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号または名称	
● 主任技術者 : 以下のいずれかにより確認 ① 健康保険被保険者証の所属建設業者の商号または名称 ② 住民税特別徴収税額通知書の所属建設業者の商号または名称	
(2) 恒常的な雇用関係にあることの確認	
● 監理技術者 : 以下のいずれかにより確認 ① 監理技術者資格者証の交付年月日、または変更履歴(裏書) ② 健康保険被保険者証の交付年月日	
● 主任技術者 : 「健康保険被保険者証の交付年月日」により確認	

- 点検内容：下請業者の建設業許可
 - すべての下請業者の建設業許可が適切であることが確認できる
 - 一部の下請業者の建設業許可が適切でない

- 点検内容：軽微な工事の下請契約
 - 軽微な工事を請け負う下請業者の請負代金額が適正である
 - 軽微な工事を請け負う下請業者の請負代金額が不適正であり、建設業許可を必要とする
 - ※ 「軽微な工事の下請契約」は、前記の「下請業者の建設業許可」において、下請代金額が500万円未満で建設業許可を持っていない下請業者がある場合に実施する。

- 点検内容：明確な工事内容での下請契約
 - すべての下請契約で、契約書に、契約工種・数量が明記され、機械器具費および材料費の有無も記載されている
 - 一部の下請契約で、契約書に、契約工種・数量が明記されているが、機械器具費および材料費の有無は記載されていない
 - 一部の下請契約で、契約書に、契約工種・数量が明記されていない(一式契約の工種がある)が、機械器具費および材料費の有無は記載されている
 - すべて、または、一部の下請契約で、契約書に、契約工種・数量が明記されていない(一式契約の工種がある)部分があり、機械器具費および材料費の有無も記載されていない
 - 追加工事や内容変更があった場合、相互に署名または記名押印している変更契約書が無い
 - ※ 建設業法第19条第1項では、①工事内容、②請負代金額、③工期、④部分払い、⑤契約変更、⑥不可抗力、⑦スライド、⑧損害賠償、⑨支給材、⑩完成検査、⑪請負代金の支払方法・時期、⑫瑕疵担保、⑬契約不履行、⑭紛争の解決方法に係る取扱いを記載しなければならないと規定している。
 - ※ 建設業法第19条第2項では、契約変更する場合は、その変更内容を書面に記載し、署名または記名押印して相互に交付しなければならないと規定している。

- 点検内容：適切な請負代金の支払い方法
 - すべての下請契約書で、請負代金の支払い方法が明記され、現金での支払い額が労務費相当額以上、手形期間が120日以内となっている
 - 請負代金の支払い方法は明記されているが、一部、または、すべての下請契約書で、現金での支払い額が労務費相当額以上、または、手形期間が120日以内となっていない
 - 一部、または、すべての下請契約書で、請負代金の支払い方法が明記されていない

- 点検内容：再下請通知書の提出に係る掲示〔建設業法施行規則第14条の3〕
 - 下請業者が再下請を行う場合に再下請通知書を元請業者に提出すべき旨の掲示を行っている
 - 下請業者が再下請を行う場合に再下請通知書を元請業者に提出すべき旨の掲示が確認できない
 - 下請業者が再下請を行う場合に再下請通知書を元請業者に提出すべき旨の掲示を行っていない

⑤施工体系図に係る点検

- 点検内容：施工体系図の掲示〔建設業法第24条の7〕
 - 「工事現場の関係者の見やすい場所」及び「公衆の見やすい場所」に掲示されていることが確認できる（1つの場所で両方の場所の役目を果たしている場合も含む）
 - 片方の場所しか確認できない

- 掲示されていない
- 施工体系図の作成対象工事ではない

⑥施工体制(一括下請負の禁止)に係る点検

- 様式2から様式4による

⑦工事カルテの登録に係る点検

- 点検内容： 工事カルテの登録
 - 共通仕様書に規定する登録期限内に登録申請されている
 - 共通仕様書に規定する登録期限を超えて登録申請されている
 - 登録申請されていない

⑧建設業許可を示す標識に係る点検

- 点検内容： 建設業許可票の掲示〔建設業法第40条〕
 - 元請業者および下請業者のすべての建設業許可票の掲示が確認できる
 - 元請業者および下請業者の一部の建設業許可票の掲示が確認できる
 - 元請業者のみ建設業許可票の掲示が確認できる
 - 建設業許可票は掲示されているが、掲示場所が公衆の見やすい場所ではない
 - 何も掲示されていない

<建設業許可票のチェックリスト〔建設業法施行規則第25条〕>

チェックポイント	結果
(1) 一般建設業または特定建設業の別	
(2) 許可年月日、許可番号および許可を受けた建設業	
(3) 商号または名称	
(4) 代表者の氏名	
(5) 主任技術者または監理技術者の氏名	

⑨建設業退職金共済制度に関する掲示に係る点検

- 点検内容： 建設業退職金共済制度への加入の掲示
 - 掲示が確認できる
 - 掲示が確認できない
 - 掲示の必要が無い

※ 「掲示の必要が無い」とは、中小企業退職金共済制度に加入している、もしくは、自社退職金制度があるなどの理由により、建設業退職金共済制度に加入していない場合をいう。この場合でも、下請業者が同制度に加入している場合は、下請代金額に含めて支払うよう指導されている。また、建設業退職金共済制度は、基本的に請負会社としての加入であり、個人では加入できない。

⑩労災保険に関する掲示に係る点検〔労働者災害補償保険法施行規則第 49 条〕

●点検内容：労災保険関係成立票の掲示

- 当該工事現場の見やすい場所に、労災保険関係成立票の掲示が確認できる
- 当該工事現場の見にくい場所に、労災保険関係成立票の掲示が確認できる
- 労災保険関係成立票の掲示が確認できない

《様式2》

施工体制(一括下請負の禁止)に係る点検表-1

○受注者の監理技術者及び主任技術者の専任に着目した点検

- ・ 《様式1》の「工事施工中における点検」の「③現場への常駐状況に係る点検」により把握する。
※注)「受注者」とは、元請業者をいう。以下同じ。
- ・ 点検の結果、常駐状況に疑義がある場合は、現場での把握頻度を増やし、必要に応じて、技術者本人に不在の理由を聞く「重点調査(専任制)」を実施する。

○施工体系に着目した点検

No.	点検項目	説明	点検結果
1	一次下請負契約金額の合計 〔千円〕	・点検時点における累計一次下請契約金額 (千円)を記入	
2	受注者実施額 〔(請負代金額)-(累計一次下請契約金額)〕	・点検時点における受注者実施額(千円)を 記入	
3	受注者実施割合 〔(受注者実施額)／(請負代金額)、%〕	・50%以上の場合は、点検終了 ・50%未満の場合は、4以降の調査を実施	

下記のNo.4～No.12のいずれかに該当する場合は、「重点調査(施工体系)」を実施する。

4	a. 最大となる一次下請業者の契約金額が請 負代金額の50%以上	・「①YES」または「②NO」を記入 ・①の場合は、一次下請業者名を記入	
5	b. 受注者と同業種の同規模(ランク)以上の 会社が一次下請として存在	・「①YES」または「②NO」を記入 ・①の場合は、一次下請業者名を記入	
6	c. 隣接工事の下請業者として同一の会社が 存在	・「①YES」または「②NO」を記入 ・①の場合は、当該会社名及び当該会社に 係る一次下請業者名、並びに2つの工事 の請負代金額及び下請契約額をそれぞ れ記入	
7	d. 低入札価格調査制度の調査対象工事	・「①YES」または「②NO」を記入 ・①の場合は、点検時点における累計契約 額が最大となる一次下請業者名を記入	
8	e. 受注者が、初めて中日本高速道路㈱の 工事を受注・施工し、かつIS09001規格の 認証が未取得	・「①YES」または「②NO」を記入	
9	f. 受注者が、中日本高速道路㈱発注工事 のうち、過去2年以内に完成・引渡しがあ った完了した工事で、評定点合計が65点未満 の工事成績を通知されている場合	・「①YES」または「②NO」を記入 ・①の場合は、評定点合計が65点未満の 工事名と工事成績を記入	
10	g. 受注者が、中日本高速道路㈱発注工 事のうち、過去2年以内に完成・引渡しがあ	・「①YES」または「②NO」を記入 ・①の場合は、対象工事の工事名と処置請	

	完了、あるいは当該工事の契約時点で施工中の別の工事で、工事請負契約書第17条または第44条の規定に基づく処置を請求された場合 (ただし、軽微な手直し等は除く。)	求内容を記入	
11	h. 受注者が、中日本高速道路(株)発注工事のうち、過去2年以内に完成・引渡し完了、あるいは当該工事の契約時点で施工中の別の工事で、工事中事故等で競争参加資格停止となった場合。	・「①YES」または「②NO」を記入 ・①の場合は、対象工事の工事名と競争参加資格停止期間を記入	
12	i. 受注者が、中日本高速道路(株)発注工事のうち、過去2年以内に完成・引渡し完了、あるいは当該工事の契約時点で施工中の別の工事で、工事請負契約書第45条の規定に基づく請求を受けた場合。	・「①YES」または「②NO」を記入 ・①の場合は、対象工事の工事名と処置請求内容を記入	

※1 「請負代金額」とは、発注者と受注者(元請業者)との契約金額をいう。

※2 8～12については、受注者にヒアリングを行い記入する。

工事請負契約書 第17条(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第44条(かし担保)

第45条(履行遅滞の場合における損害金等)

《様式3》

施工体制(一括下請負の禁止)に係る点検表-2

○受注者の実質的関与に着目した点検

No.	点検項目	点検結果
1	点検時点における累計契約金額が最大となる一次下請業者名	
2	1の契約金額(百万円)	
3	契約金額割合 (契約金額:)/(請負代金額:)= %	

下記のNo.4からNo.14の点検の結果、受注者が企画・調整を「一部未実施」の場合、または、「ほぼ未実施」の場合は、「重点調査(実質的関与)」を実施する。

			《点検対象》 受注者	
			《判定基準》 ○：実施、△：一部未実施、 ×：ほぼ未実施、－：判別不能、対象外	
No.	点検項目	点検内容	点検事項	判定
4	技術者	・受注者に所属している技術者が専任	・施工計画書に記載された技術者の所属 ・現場への専任状況	
5	発注者との協議	・請負契約書に基づく協議・報告事項、設計内容の確認や設計変更協議等の打合せを主体的に実施	・日常的な打合せへの出席・発言 ・打合せ記録簿の内容 等	
6	住民への説明	・工事施工に関する具体的な内容を住民へ説明 ・住民等からの苦情等についての確に対応	・住民からの苦情への対応状況 等	
7	官公庁等への届出等	・労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を提出して履行 ・工事施工上で必要な道路管理者・交通管理者等への申請・協議を実施	・申請書等の内容 等	
8	近隣工事との調整	・近隣工事との調整を適切に実施	・近隣工事との調整記録 ・工程調整会議への出席・調整事項 等	
9	施工計画	・契約図書の内容を適切に把握 ・設計図等の照査を的確に実施 ・施工計画(工程計画、安全計画、品質計画等)を立案 ・必要となった修正を適切に実施	・施工計画書の内容 ・施工計画打合せ 等	
10	工程管理	・工事全体を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・指揮 ・工程変更を余儀なくされた場合に適切に対応 ・災害防止のための臨機の措置を実施	・施工計画と実際の工程との差の調整 ・工程会議記録 等	
11	出来形管理・品質管理	・品質を確保する体制を整備 ・所定の検査・試験を実施 ・検査・試験結果を適切に保存 ・不具合等の発生時に適切な対策を実施	・出来形調書 ・品質管理に係る書類 ・検測写真 等	
12	完成検査	・下請業者の施工分の完成検査を実施	・点検時にヒアリングして確認 ・受注者の出来形管理資料 等	
13	安全管理	・安全確保に責任ある体制を構築・維持 ・設備、機械、安全施設、安全行動等を点検 ・労働者への安全教育、下請負業者への安全指導を実施	・施工計画書の内容 ・仮設物の点検記録 ・安全大会の実施・参加状況 ・安全パトロール・教育の実施状況 等	
14	下請の施工調整及び指導管理	・施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等について調整・指揮 ・施工上の留意点、技術的内容について、具体的に下請業者を指導 ・施工体制台帳、体系図を整備	・現場での指導・調整状況 ・下請負業者からの苦情の有無 ・下請負業者の事故等の処理状況 ・施工体制台帳の内容 等	

《実質的関与に着目した点検における視点》

様式3に示す点検項目の「点検内容」および「点検事項」については、次に掲げる視点から具体的な書類等について点検する。

また、様式4に示す「重点調査(実質的関与)」における下請業者へのヒアリングにおいても同じ視点で点検する。

書類等の点検は、点検結果の状況や書類の数などに応じて、適宜、抽出して実施しても構わない。

なお、文中で「確認できる」という表現は、監督員への提出義務が無い書類も含めて、当該事項が確認できるという意味である。

4. 技術者

- 視点 : 元請業者の現場代理人・監理技術者・主任技術者の常駐・専任
 - 共通仕様書 1-7 に規定に基づき、常駐・専任している（専任を要しない期間を含む）
 - 共通仕様書 1-7 に規定に基づき、監督員の承諾を得て不在である
 - 常駐・専任していない
 - 常駐・専任が必要ではない（専任を要しない期間を除く）

5. 発注者との協議

- 視点 : 書類の提出・確認
 - 共通仕様書 1-2 に規定する書面が提出され、受発注者双方の確認印がある
 - 共通仕様書 1-2 に規定する書面が提出されているが、受注者もしくは発注者の確認印が無い
 - 共通仕様書 1-2 に規定する書面が提出されていない

6. 住民への説明

- 視点 : 交渉等の記録
 - 共通仕様書 1-11 に規定する交渉や苦情対応があり、交渉文書等の記録が確認できる
 - 共通仕様書 1-11 に規定する交渉や苦情対応があるが、交渉文書等の記録が一部、または、すべて確認できない
 - 共通仕様書 1-11 に規定する交渉や苦情対応が無い

7. 官公庁等への届出等

- 視点 : 関係官公署および関係会社への手続き
 - 共通仕様書 1-10 に規定する打合せ・協議等があり、その記録が確認できる
 - 共通仕様書 1-10 に規定する打合せ・協議等があるが、その記録が確認できない
 - 共通仕様書 1-10 に規定する打合せ・協議等が無い

8. 近接工事との調整

- 視点 : 受注者相互の協力
 - 共通仕様書 1-15 に規定する調整・協力等が必要であり、記録で確認できる
 - 共通仕様書 1-15 に規定する調整・協力等が必要であるが、記録で確認できない
 - 共通仕様書 1-15 に規定する調整・協力等が必要でない、もしくは、該当しない

9. 施工計画

● 視点 : 施工計画書の作成・提出

- 共通仕様書 1-20 に規定する施工計画書(変更施工計画書を含む。以下同じ。)について、元請業者が作成したことが確認でき、工事着手までに提出・承諾されている
- 共通仕様書 1-20 に規定する施工計画書について、元請業者が作成したことが確認できない、もしくは、工事着手までに提出・承諾されていない
 - ※ 「元請業者が作成」については、元請業者の監理技術者・主任技術者へのヒアリングにより確認する。

● 視点 : 施工計画書の内容把握

- 共通仕様書 1-20 に規定する施工計画書(変更施工計画書を含む。以下同じ。)について、元請業者が内容を把握している
- 共通仕様書 1-20 に規定する施工計画書について、元請業者が一部の内容を把握していない、または、一部を下請業者が作成している(ただし、特許がある工種、作業手順書を除く)
- 共通仕様書 1-20 に規定する施工計画書について、元請業者がまったく内容を把握していない、または、曖昧な答弁に終始している
 - ※ 「施工計画書の内容」については、元請業者の監理技術者・主任技術者へのヒアリングにより元請業者の作成者を確認し、作成者も含めたヒアリングで確認する。

● 視点 : 設計図書の照査

- 共通仕様書 1-5 に規定する設計図書の照査を実施し、確認できる資料を提出している
- 共通仕様書 1-5 に規定する設計図書の照査を実施したことが確認できるが、該当する事実が無い
- 共通仕様書 1-5 に規定する設計図書の照査を実施したことが確認できない

10. 工程管理

● 視点 : 工程表及び履行報告

- 共通仕様書 1-19 に規定する工程表が作成・提出され、履行報告が提出されている
- 共通仕様書 1-19 に規定する工程表が作成・提出されていない、または、履行報告が提出されていない
- 共通仕様書 1-19 に規定する工程表が作成・提出されず、履行報告も提出されていない

11. 出来形管理・品質管理

● 視点 : 品質管理

- 共通仕様書 1-20 に規定する施工計画書(変更施工計画書を含む。以下同じ。)の(3)現場組織表、(8)施工管理計画に基づき、元請業者が実施していることが確認できる
- 下請業者と分担して実施していることが確認できる
- 元請業者が実施していることが確認できない
 - ※ 疑わしい場合は、下請業者の主任技術者へヒアリングを実施して確認する。

● 視点 : 出来形検査(社内検査)

- 共通仕様書 1-30 および 1-44 に規定する検査について、元請業者が、事前に検査(社内検査)していることが確認できる
- 共通仕様書 1-30 および 1-44 に規定する検査について、元請業者が、事前に検査(社内検査)していることが確認できない
- 共通仕様書 1-30 および 1-44 に規定する検査について、元請業者は事前に検査(社内検査)を実施せず、下請業者が出来形調書などを作成していることが確認できる

● 視点：検査・試験記録の保管

- 共通仕様書 1-21、1-23、1-29 および 1-30 に規定する施工管理・検査などについて、元請業者が主体的に実施し、記録が整理されている
- 共通仕様書 1-21、1-23、1-29 および 1-30 に規定する施工管理・検査などについて、下請業者と共同で実施され、記録が整理されている（ただし、特許がある工種を除く）
- 共通仕様書 1-21、1-23、1-29 および 1-30 に規定する施工管理・検査などについて、元請業者が実施していることが確認できない

12. 完成検査

● 視点：下請業者の完成検査

- 共通仕様書 1-44 に規定する検査において、元請業者が、下請業者の完成検査を実施して、出来形部分検査に必要な測量および出来高算出作業を実施していることが確認できる
- 共通仕様書 1-44 に規定する検査において、元請業者が、下請業者の完成検査を一部しか実施していない、または、出来形部分検査に必要な測量および出来高算出作業を一部しか実施していないことが確認できる
- 共通仕様書 1-44 に規定する検査において、元請業者が、下請業者の完成検査を実施していることが確認できない
- 共通仕様書 1-44 に規定する検査において、元請業者が、出来形部分検査に必要な測量および出来高算出作業を実施していることが確認できない
- 共通仕様書 1-44 に規定する検査において、下請業者が、出来形部分検査に必要な測量および出来高算出作業を実施していることが確認できる
- 元請業者が、直営施工している
 - ※ 「一部しか実施していない」とは、抽出で実施、一部の工種のみ実施、特定の時期だけ実施といった行為をいう。

13. 安全管理

● 視点：施工計画書への記載

- 共通仕様書 1-25-1(5)に規定する当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画が作成され、共通仕様書 1-20 に規定する施工計画書(変更施工計画書を含む。以下同じ。)に記載されている
- 共通仕様書 1-25-1(5)に規定する当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画が、共通仕様書 1-20 に規定する施工計画書(変更施工計画書を含む。以下同じ。)に記載されていない

● 視点：安全巡視員の配置と安全巡視の実施

- 労働安全衛生法第 30 条第 1 項第三号および同規則第 637 条の規定に基づき、元請業者が、安全巡視員を配置し、安全巡視を実施していることが確認できる
- 労働安全衛生法第 30 条第 1 項第三号および同規則第 637 条の規定に基づき、元請業者が、安全巡視を実施しているが、安全巡視員は特に定めていないことが確認できる
- 労働安全衛生法第 30 条第 1 項第三号および同規則第 637 条の規定に基づき、元請業者が、安全巡視を実施しているが、安全巡視員は下請業者を指名していることが確認できる
- 下請業者が、安全巡視員を配置し、安全巡視を実施していることが確認できる
- 安全巡視員を配置していない、または、安全巡視を実施していないことが確認できる
- 元請業者が、特定元方事業者ではない

● 視点：災害防止協議会の設置と開催

- 労働安全衛生法第 30 条第 1 項第一号および同規則第 635 条の規定に基づき、元請業者が、災害防止協議会を設置して運営・開催し、各安全衛生責任者が参加していることが確認できる

- 労働安全衛生法第30条第1項第一号および同規則第635条の規定に基づき、元請業者が、災害防止協議会を設置して運営・開催しているが、各安全衛生責任者が参加していることが確認できない
- 労働安全衛生法第30条第1項第一号および同規則第635条の規定に基づき、元請業者が、災害防止協議会を設置していない、または、運営・開催していない
- 元請業者が、直営施工している、または、特定元方事業者ではない

● 視点：下請業者の安全衛生責任者

- 元請業者が、下請業者の安全衛生責任者が従事していることを把握している
- 元請業者が、下請業者の安全衛生責任者が従事していることを把握していない
- 元請業者が、直営施工している
 - ※ 「元請業者が把握」については、元請業者の統括安全衛生責任者へのヒアリングにより確認する。

● 視点：作業主任者等

- 元請業者が、労働安全衛生法第14条、または、同法第61条の規定に基づく作業主任者・技能者の資格を確認・把握している
- 元請業者が、労働安全衛生法第14条、または、同法第61条の規定に基づく作業主任者・技能者の資格を確認・把握していない
- 労働安全衛生法第14条、または、同法第61条の規定に基づく作業主任者・技能者の資格を要しない

● 視点：安全教育の把握・確認

- 元請業者が、下請業者の作業員に対する安全教育(KY(危険予知)活動、TBM(ツールボックスミーティング)など)の実施状況を確認・把握していることが確認できる
- 元請業者が、下請業者の作業員に対する安全教育(KY(危険予知)活動、TBM(ツールボックスミーティング)など)の実施状況を確認・把握していることが確認できない
- 元請業者が、下請業者の作業員に対する安全教育(KY(危険予知)活動、TBM(ツールボックスミーティング)など)の実施状況を確認・把握していないことが確認できる

● 視点：安全に関する研修・訓練等

- 共通仕様書1-25-1(5)に規定する研修・訓練等について、元請業者が、規定以上の内容・回数・時間を要した研修・訓練等を実施し、参加者を把握・確認して報告されている
- 共通仕様書1-25-1(5)に規定する研修・訓練等について、元請業者が、規定以上の内容・回数・時間を要した研修・訓練等を実施しているが、参加者を把握・確認していない（不参加者への対応未了も含む）
- 共通仕様書1-25-1(5)に規定する研修・訓練等について、元請業者が、規定以上の内容・回数・時間を要した研修・訓練等を実施していない
- 共通仕様書1-25-1(5)に規定する研修・訓練等について、元請業者から報告されていない

14. 下請の施工調整及び指導管理

● 視点：施工体制台帳の内容把握

- 元請業者が、下請業者の作業内容などについて、明確に説明できる
- 元請業者が、下請業者の作業内容などについて、担当者などに聞きながら説明できる
- 元請業者が、下請業者の作業内容などについて、説明できない
- 元請業者が、直営施工している
 - ※ 「元請業者が説明」については、元請業者の監理技術者・主任技術者へのヒアリングにより確認する。

● 視点 : 下請業者の主任技術者資格の把握

- 下請業者の主任技術者の資格は適正であり、元請業者が、下請業者の主任技術者の資格を把握している
- 下請業者の主任技術者の資格は適正であるが、元請業者が、下請業者の主任技術者の資格を把握していない
- 下請業者の主任技術者の資格が一部不適正である
- 元請業者が、直営施工している
 - ※ 「元請業者が把握」については、元請業者の監理技術者・主任技術者へのヒアリングにより確認する。

● 視点 : 安全管理に関する指導

- 元請業者が、安全管理に関して下請業者を指導し、その対応状況を確認していることが確認できる
- 元請業者が、安全管理に関して下請業者を指導しているが、その対応状況を確認していない
- 元請業者が、安全管理に関して下請業者を指導していることが確認できない
- 元請業者が、直営施工している
 - ※ 「安全管理に関して下請業者を指導」については、安全巡視の結果報告、災害防止協議会の議事録、店社ハットール結果の周知などの書類により確認する。

● 視点 : 出来形検査(社内検査)

- 元請業者が、出来形管理に関して下請業者を指導し、その対応状況を確認していることが確認できる
- 元請業者が、出来形管理に関して下請業者を指導しているが、その対応状況を確認していない
- 元請業者が、出来形管理に関して下請業者を指導していることが確認できない
- 元請業者が、直営施工している
 - ※ 「出来形管理に関して下請業者を指導」については、社内の事前検査調書、下請契約における議事録・打合簿、下請業者からの改善報告書などの書類により確認する。

● 視点 : 作業手順書

- 工事現場で作業手順書が作成され、元請業者が、その内容を把握して、下請業者を指導していることが確認できる
- 工事現場で作業手順書が作成されているが、元請業者が、その内容を把握・指導していない
- 工事現場で作業手順書が作成されていない

《様式4》

施工体制の点検表(重点調査)

◎重点調査(専任制)

No.	点検項目	説明	点検日	平成	年	月	日
			点検結果				
A1	監理技術者または主任技術者の専任制の点検頻度を増やして点検	・①専任、②判断困難、③疑い有り ・①の場合は、終了 ・②の場合は、再度、重点調査(専任制)を実施 ・③の場合は、契約責任者へ報告					

◎重点調査(施工体系)

- ・ 様式2のNo.4 またはNo.5 に該当する場合
- ・ 下請業者(一次下請のみ)に着目した点検

No.	点検項目	説明	点検結果
B1	下請業者名	・点検項目 4 または 5 で抽出された一次下請業者名	
B2	B1 の主任技術者の所属及び専任	・①違反無し、②疑義有り、③違反有り ・②の場合は、重点調査(施工体系)を継続 ・③の場合は、契約責任者へ報告	
B3	B1 の契約金額(百万円)		
B4	B1 の担当する工事内容	・施工体系図に記載してある担当工事の内容	
B5	B1 からの再下請会社の数		
B6	B1 及びその下請業者の役割分担の考え方、受注者による指導内容(建設業法第 24 条の 6)等についての受注者の意見	・上記 B1～B5 の点検で、一括下請負の疑義が生じた場合に、受注者の意見を聞く	
B7	一括下請負の疑義がある下請業者の意見	・受注者の意見を踏まえて、必要な場合は当該下請業者の意見を聞く	
B8	B1～B7 の点検結果より、一括下請負の疑いがある場合は、必要な措置を実施	・①疑い無し、②判断困難、③疑い有り ・①の場合は、終了 ・②の場合は、重点調査(施工体系)を継続 ・③の場合は、契約責任者へ報告	

◎重点調査(施工体系)

- ・ 様式2のNo.6 からNo.13 に該当する場合
- ・ 下請負業者(最大三次下請まで)に着目した点検

No.	点検項目	説明	点検結果
B1	下請業者名	・点検項目 6 または 7 で抽出された一次下請業者名	
B2	B1 の主任技術者の所属及び専任	・①違反無し、②疑義有り、③違反有り ・②の場合は、重点調査(施工体系)を継続 ・③の場合は、契約責任者へ報告	
B3	B1 の下請負回数		
B4	B1 の契約金額(百万円)		
B5	B1 の担当する工事内容	・施工体系図に記載してある担当工事の内容	
B6	B1 からの再下請会社の数		
B7	B1 及びその下請業者の役割分担の考え方、受注者による指導内容(建設業法第 24 条の 6)等についての受注者の意見	・上記 B1～B6 の点検で、一括下請負の疑義が生じた場合に、受注者の意見を聞く	
B8	一括下請負の疑義がある下請業者の意見	・受注者の意見を踏まえて、必要な場合は当該下請業者の意見を聞く	
B9	B1～B8 の点検結果より、一括下請負の疑いがある場合は、必要な措置を実施	・①疑い無し、②判断困難、③疑い有り ・①の場合は、終了 ・②の場合は、重点調査(施工体系)を継続 ・③の場合は、契約責任者へ報告	

◎重点調査(実質的関与)

点検日 平成 年 月 日

No.	点検項目	説明	点検結果
C1	点検時点における累計契約金額が最大となる一次下請負業者名		
C2	C1 の契約金額(百万円)		
C3	契約金額割合 (契約金額:) /(請負代金額:)= %		
C4	C1 の主任技術者の所属及び専任	<ul style="list-style-type: none"> ・①違反無し、②疑義有り、③違反有り ・②の場合は、重点調査(実質的関与)を継続 ・③の場合は、契約責任者へ報告 	
C5	C1 の担当する工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施工体系図に記載してある担当工事の内容 	
C6	C1 からの再下請会社の数		
下記のNo.C18～No.C20 の点検は、No.C7～No.C17 の点検後に実施する			
No.	点検項目	説明	点検結果
C18	C1 及びその下請業者の役割分担の考え方、受注者による指導内容(建設業法第 24 条の 6)等についての受注者の意見		
C19	一括下請負の疑義がある下請業者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者の意見を踏まえて、必要な場合は当該下請業者の意見を聞く 	
C20	C1～C19 の点検結果より、一括下請負の疑いがある場合は、必要な措置を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・①疑い無し、②判断困難、③疑い有り ・①の場合は、終了 ・②の場合は、重点調査(実質的関与)を継続 ・③の場合は、契約責任者へ報告 	

				点検結果 (様式3)	重点調査(実質的関与)	
				受注者	点検時点における累計 契約金額が最大となる 一次下請業者	当該項目に関する 実施者
				○：実施 △：一部未実施 ×：ほぼ未実施 －：判別不能 対象外	○：関与していない (受注者が実施) △：受注者の補助として実施 □：担当分野を単独で実施 [No.C13、No.C14、No.C16] ×：受注者に代わって実施 －：判別不能、対象外	○：受注者 △：受注者及び 一次下請業者 ×：一次下請業者
No.	点検項目	点検内容	点検事項	下記の欄に様式 3の結果を記載	判定	実態
C7	技術者	・様式3のNo.4	・様式3のNo.4		—	—
C8	発注者との協議	・様式3のNo.5	・様式3のNo.5			
C9	住民への説明	・様式3のNo.6	・様式3のNo.6			
C10	官公庁等への 届出等	・様式3のNo.7	・様式3のNo.7			
C11	近隣工事との 調整	・様式3のNo.8	・様式3のNo.8			
C12	施工計画	・様式3のNo.9	・様式3のNo.9			
C13	工程管理	・様式3のNo.10	・様式3のNo.10		(□の場合、担当分野を記載)	
C14	出来形管理・ 品質管理	・様式3のNo.11	・様式3のNo.11		(□の場合、担当分野を記載)	
C15	完成検査	・様式3のNo.12	・様式3のNo.12		—	—
C16	安全管理	・様式3のNo.13	・様式3のNo.13		(□の場合、担当分野を記載)	
C17	下請の施工調整 及び指導管理	・様式3のNo.14	・様式3のNo.14			

1. 「重点調査(実質的関与)」は、受注者の実質的関与に着目した点検(様式3「施工体制(一括下請負の禁止)」に係る点検表一2)におけるNo.4～No.14)の点検結果を反映する。

《下請業者の点検》

下請業者の主任技術者への出席依頼は、受注者(元請業者)の現場代理人または監理(主任)技術者を通して行うものとする。

ヒアリングにあたっては、相手方に強制するような発言は慎むものとし、下請業者の主任技術者の発言内容は記録する。

(1) 下請業者の主任技術者の資格

下請業者が配置する主任技術者の資格について、施工体制台帳に添付されている「実務経験証明書(建設業法施行規則様式第九号(第3条関係))」などにより確認する

- 建設業法第7条第二号イ(指定学科卒業後の実務経験)に該当する者
- 建設業法第7条第二号ロ(10年以上の実務経験)に該当する者
- 建設業法第7条第二号ハに定める国家資格に該当する者
- 建設業法第7条第二号ハに定める技能検定に該当する者
- 建設業法第7条第二号ハに定める実務経験に該当する者
- 無資格者(上記に該当しない)

(2) 下請業者の主任技術者の専任(常駐)

- 常駐している
- 常駐していない
- 元請業者の監理(主任)技術者が承知している不在
- 元請業者の監理(主任)技術者が承知していない不在

(3) 下請業者の主任技術者の同一性

同一性の確認は、施工体制台帳に記載されている者(顔写真など)と同一人物であることを確認する

- 同一人物である
- 同一人物ではない
- 元請業者の監理(主任)技術者が承知している不在で確認できない
- 元請業者の監理(主任)技術者が承知していない不在で確認できない

(4) 不当に低い請負代金額の禁止〔建設業法第19条の3〕

下請業者の主任技術者に対し、①請負契約を締結するにあたって、注文者が自己の取引上の地位を「不当に利用」したか否か、②定められた請負代金額が、その注文した建設工事を施工するために「通常必要と認められる原価」に満たないか否か、の2点についてヒアリングする

① 不当に利用

- 注文者が自己の取引上の地位を不当に利用した
- 注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していない
- わからない(会社が管理しているなど)

② 通常必要と認められる原価

- 請負代金額が通常必要と認められる原価に満たない
- 請負代金額が通常必要と認められる原価を満たしている
- 注文者が自己の取引上の地位を不当に利用していない
- わからない(会社が管理しているなど)

※ 建設業法第19条の3：注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない

(5) 使用資材等の不当な購入強制の禁止〔建設業法第19条の4〕

下請業者の主任技術者に対し、①当該建設工事に使用する「資材または機械器具を指定」して購入させられたか否か、②それらの資材などの「購入先を指定」して購入させられたか否か、の2点についてヒアリングする

① 資材または機械器具を指定

- 工事に使用する資材または機械器具を指定され利益を害された
- 工事に使用する資材または機械器具を指定して購入させられることはなかった
- わからない（会社が管理しているなど）

② 購入先を指定

- 工事に使用する資材などの購入先を指定され利益を害された
- 工事に使用する資材などの購入先を指定して購入させられることはなかった
- わからない（会社が管理しているなど）

※ 建設業法第19条の4：注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材もしくは機械器具またはこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない

(6) 請負代金の支払い実態

下請業者の主任技術者に対して、契約書とおりに請負代金が支払われているか否か、その実態についてヒアリングする

- 契約書とおりに支払われている
- 契約書と相違する支払いとなっている
- 請負代金を支払ってもらえない
- 最初の支払い時期がきていない
- わからない（会社が管理しているなど）

《参考：「紛らわしいケース」における判定の目安》

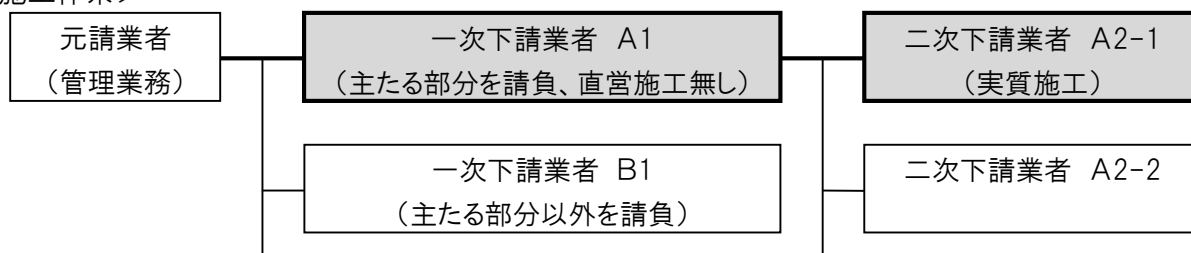
「施工体系に着目した点検(様式2)」および「受注者の実質的関与に着目した点検(様式3)」の結果が「紛らわしいケース」に該当する場合、下記に示す判定の目安を参考として重点調査を実施する。

(1) ケース1：主たる一次下請業者に直営施工が無い

- 主たる部分を施工する一次下請業者が、主たる部分の直営施工をしておらず(管理業務が主体)、二次下請業者以下が実質的に施工しているケース

※ 直営施工とは、主要機械のオペレータや労働者を直接指揮している場合をいう。

＜施工体系＞



点検結果	判定の目安	疑義の対象
上記の施工体系はあるが、一次下請業者は専門工種部分の施工管理を実施していると判定	良好	—
上記の施工体系があり、一次下請業者が、部分的に元請業者の補助、もしくは、代行業務を実施していると判定	疑義有り	元請・一次
上記の施工体系があり、一次下請業者の業務が不明確で、介在が不適切と判定	疑義有り	元請・一次
上記の施工体系があり、元請業者の実質的な関与が認められないと判定	疑義有り	元請・一次
上記の施工体系が無い	対象外	—

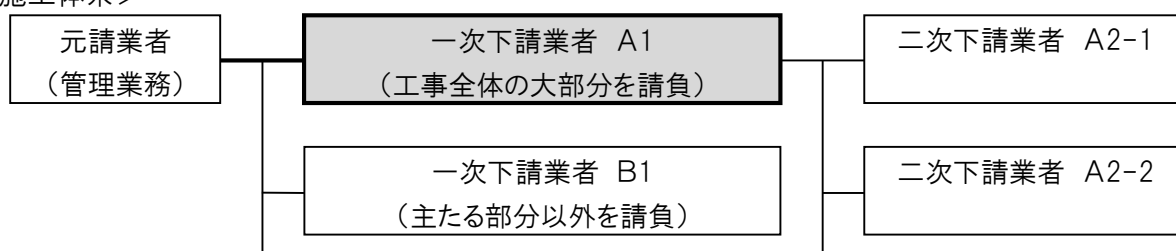
※ 「専門工種」とは、「土木一式工事」、「建築一式工事」以外の工事など専門技術に基づく施工管理などを必要とする工事の工種をいう。

(2) ケース2：特定の一次下請業者が工事の大部分を施工

- 特定の一次下請業者が主たる部分を直営施工しているが、当該一次下請業者が工事全体の大部分を施工しているケース

※ 「工事全体の大部分」とは、元請業者の請負代金額の80%以上を目安とする。

＜施工体系＞

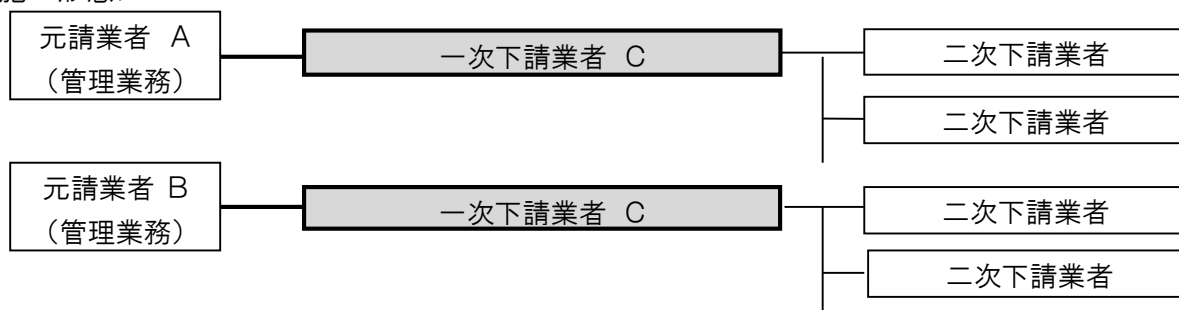


点検結果	判定の目安	疑義の対象
上記の施工体系はあるが、「元請業者の実質的関与に着目した点検」結果は良好である	良好	—
上記の施工体系があり、一次下請業者が、直営施工と元請業者が行うべき管理業務(総合的な企画・調整)とを実施していると判定	疑義有り	元請・一次
上記の施工体系があり、元請業者の実質的な関与が認められないと判定	疑義有り	元請・一次
上記の施工体系が無い	対象外	—

(3) ケース3 : 隣接工事を同一の一次下請業者が施工

- 工区割りされた同時期の隣接工事において、同一の一次下請業者が主たる部分を施工しているケース

<施工形態>



- 隣接工事において、上記の施工形態の有無を確認し、有る場合は下記①～③に係る事項を確認して判定する。

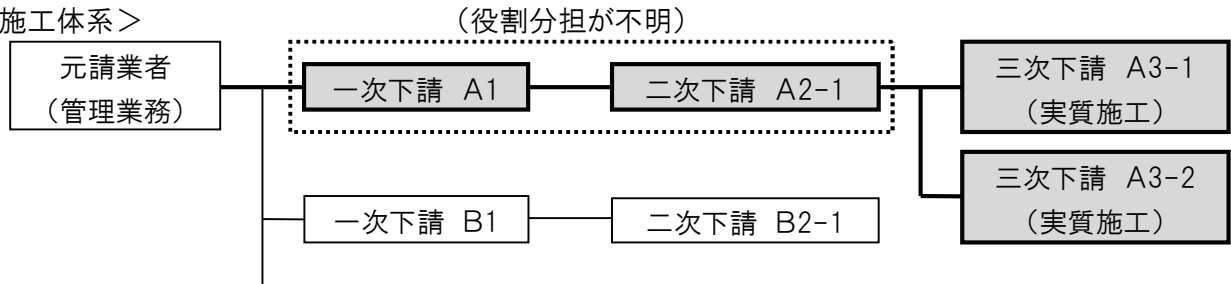
- ① 異なる工事の主たる部分を施工する一次下請業者の請負代金額の合計が、いずれか一方の元請業者の請負代金額を超えているか否か？
(一次下請業者(C社)の請負代金額の合計 > 元請業者(A社またはB社)の請負代金額)
- ② 一次下請業者の施工が特許を有する特殊な工法か否か？
- ③ 一次下請業者の主任技術者が個々に配置されているか否か？

点検結果	判定の目安	疑義の対象
上記の施工形態があり、一次下請業者の請負代金額の合計が元請業者の請負金額を超えているが、「特許を有する特殊な工法等」の施工である	良好	—
上記の施工形態があり、一次下請業者の請負代金額の合計が元請業者の請負金額を超えているが、「特許を有する特殊な工法等」の施工ではない	一次下請業者の主任技術者が個々に配置されている	疑義の可能性有り
	一次下請業者の主任技術者が兼務している	疑義有り
上記の施工形態があり、元請業者の実質的な関与が認められないと判定	疑義有り	元請・一次
上記の施工形態はあるが、一次下請業者の請負代金額の合計が元請業者の請負金額を超えていない	対象外	—

(4) ケース4 : 下請業者に直営施工が無く、再下請業者が実質的に施工

- 下請業者が直営施工をしておらず、かつ、役割分担が不明であり、再下請業者以下が実質的に施工しているケース

<施工体系>



点検結果	判定の目安	疑義の対象
上記の施工体系はあるが、「専門工種の管理指導上の必要性」が認められ、一次下請業者および二次下請業者の実質的な関与が認められると判定	良好	—
上記の施工体系があり、「専門工種の管理指導上の必要性」が認められないと判定	疑義有り	一次・二次
上記の施工体系があり、一次下請業者または二次下請業者の実質的な関与が認められないと判定	疑義有り	一次・二次
上記の施工体系があり、一次下請業者または二次下請業者の主任技術者が配置されていない、もしくは、専任していない	疑義有り	一次・二次
上記の施工体系が無い	対象外	—